

第 1 1 3 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第 1 号 令和 4 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第 2 号 令和 4 年度神河町一般会計事故繰越しに係る繰越計算書の報告の件
- 報告第 3 号 令和 4 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第 4 号 令和 4 年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 第 4 3 号議案 神河町企業版ふるさと納税基金条例制定の件
- 第 4 4 号議案 神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件
- 第 4 5 号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 6 号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 7 号議案 神河町消防団栗賀北分団中村部消防ポンプ自動車の取得の件
- 第 4 8 号議案 令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 9 号議案 令和 5 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 0 号議案 令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 1 号議案 令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 2 号議案 令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 3 号議案 令和 5 年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 4 号議案 令和 5 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 5 号議案 令和 5 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 6 号議案 令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）

神河町告示第129号

第113回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月2日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和5年6月13日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

木 村 秀 幸

澤 田 俊 一

廣 納 良 幸

安 部 重 助

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

栗 原 廣 哉

小 寺 俊 輔

○応招しなかった議員

な し

令和5年 第113回(定例)神河町議会会議録(第1日)

令和5年6月13日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和5年6月13日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 令和4年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第5 報告第2号 令和4年度神河町一般会計事故繰越しに係る繰越計算書の報告の件
- 日程第6 報告第3号 令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第7 報告第4号 令和4年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第8 第43号議案 神河町企業版ふるさと納税基金条例制定の件
- 日程第9 第44号議案 神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件
- 日程第10 第45号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第46号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第47号議案 神河町消防団粟賀北分団中村部消防ポンプ自動車の取得の件
- 日程第13 第48号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 第49号議案 令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 第50号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 第51号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 第52号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 第53号議案 令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 第54号議案 令和5年度神河町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 第55号議案 令和5年度神河町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 第56号議案 令和5年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告

- 日程第4 報告第1号 令和4年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第5 報告第2号 令和4年度神河町一般会計事故繰越しに係る繰越計算書の報告の件
- 日程第6 報告第3号 令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第7 報告第4号 令和4年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第8 第43号議案 神河町企業版ふるさと納税基金条例制定の件
- 日程第9 第44号議案 神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件
- 日程第10 第45号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第46号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第47号議案 神河町消防団粟賀北分団中村部消防ポンプ自動車の取得の件
- 日程第13 第48号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 第49号議案 令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第50号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 第51号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 第52号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第53号議案 令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第54号議案 令和5年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第55号議案 令和5年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 第56号議案 令和5年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）

出席議員（11名）

1番 小島 義次	7番 松岡 宣彦
2番 木村 秀幸	8番 藤森 正晴
3番 澤田 俊一	9番 藤原 資広
4番 廣納 良幸	11番 栗原 廣哉
5番 安部 重助	12番 小寺 俊輔
6番 吉岡 嘉宏	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高内 教 男 主査 鶴野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	野 崎 直 規
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	入 江 多喜夫	上下水道課長	谷 和 人
総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事	黒 田 勝 樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	木 村 弘 美
税務課長	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長	北 川 由 美
住民生活課長	平 岡 民 雄	町参事兼病院副院長兼事務長	春 名 常 洋
住民生活課参事兼防災特命参事	井 出 博	病院総務課長兼施設課長	井 上 淳一朗
農林政策課長	前 川 穂 積	教育課長兼給食センター所長	児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長	石 橋 啓 明	教育課参事兼社会教育特命参事	宮 本 公 平
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事	高 橋 吉 治		

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、台風2号、また梅雨前線の活発化、線状降水帯の発生によってもたらされた大雨によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表すとともに、被災された地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

幸いにも、神河町では大きな被害はありませんでしたが、改めて自然の脅威に対し畏怖するとともに、町民の生命と財産を守ることの難しさを考えさせられました。また、神河中学校は5月30日より2泊3日で沖縄への修学旅行で、台風の影響により1日延泊となりましたが、無事に帰町できたことに胸をなで下ろした次第であります。生徒の安全のために適切に対処していただいた先生方をはじめ、関係された方々に感謝申し上げます。

6月8日には、全日本愛瓢会神河町大会が開催され、秋篠宮皇嗣殿下を神河町にお迎えする栄に浴しました。展示会の会場である揚羽ホールに御同行させていただきましたが、殿下のひょうたんや植物に対する御造詣の深さに感嘆し、また、穏やかな殿下のお

人柄に敬服いたした次第であります。翌9日には、砥峰高原を御視察いただき、自然豊かな神河町を御覧になられた後、御帰京なされました。殿下をお迎えするに当たり、御尽力された全ての方々と、お迎え、お見送りに来ていただいた町民の皆様に心より感謝申し上げます。

さて、本日ここに第113回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶に堪えません。

後ほど、議会運営委員長から報告を受けますが、今次定例会に町長から提出されます案件は報告、条例の制定、一部改正、財産取得、各会計補正予算など計18件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜り、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。第113回神河町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

日ごとに山の木々の緑が色濃くなり、爽やかな風を感じています。また、町内各地で、特に猪篠区の庭先や農道の脇一体には、あじさいの淡いグラデーションを集中して見ることができる季節になりました。一方で、今年の梅雨入りは例年よりも早く、既に台風がもたらす線状降水帯の発生により、神河町に影響はなかったものの、近畿地方をはじめ日本列島に多くの被害をもたらしました。今年の梅雨はめり張りのある梅雨と言われ、線状降水帯が発生しやすいと言われていいますので、ハザードマップでの再点検と備えをしっかりとしなければなりません。役場として、気象庁の情報をリアルに捉え、住民の皆様にお伝えしてまいります。

さて、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大につきましては、感染症法上の取扱いが2類から5類への移行に併せて、一気に人々の活動が活発化してまいりました。交流から関係、そして定住のまちづくりをキャッチコピーとして地域創生を進める神河町にとりましても、これまで開催できなかった各種交流事業実施再開に地域の皆様とともに全力を挙げる所存でございます。そんな中、先月は第15回神河町消防操法訓練大会が4年ぶりに開催され、ポンプ自動車の部優勝は大山分団吉富部、準優勝は小田原分団、小型ポンプの部優勝は小田原分団、準優勝は越知谷分団でした。来る6月25日、福崎町で開催される神崎郡消防操法大会には、小型ポンプの部のみの大会となりましたが小田原分団、越知谷分団が神河町の代表として出場していただきます。

6月に入り、10日には長谷犬見川ほたる祭りが長谷地区の振興を考える会主催で開催されました。また、中村区でも4年ぶりにほたるまつりが開催され、多くの人でにぎわいました。今年は天候にも恵まれ、犬見川では、午後8時からの蛍鑑賞では蛍の飛び交うのを楽しむことができました。今年は、例年より蛍の飛び交うのが早いようござ

います。17日にはこっとう亭及びグリーンエコー笠形ではたる祭りが開催されます。犬見川、小田原川、越知川、猪篠川それぞれで蛍鑑賞を楽しんでいただきたいと思います。

次に、5月29日から第14回目となりますブロック別町政懇談会を開催しています。各地域の課題をしっかりと捉え、共通認識を図ることでまちづくりの方向性をしっかり共有して、次の政策展開に活かしてまいります。そして、何と申しましても、神河町にとりまして最大の話は、延期になっていました全日本愛瓢会主催の第48回兵庫県神河町大会が開催されたことをごさいます。3回の延期の中、今年こそはとの熱い思いの込められた会員皆様により制作されたひょうたんは、8日、9日と福本区揚羽ホールで展示会が開催されました。展示会には愛瓢会名誉総裁の秋篠宮皇嗣殿下が御観覧にられ、また役場庁舎での懇談会、宿泊は峰山高原ホテルリラクシア、翌日は砥峰高原を視察いただき、私も愛瓢会兵庫県支部長の大中様ほか、関係者の皆様とともに精いっぱいのおもてなしと神河町のPRをさせていただきました。その模様はテレビ、新聞各社で紹介いただき、自然豊かな神河町が全国に発信できたと思います。改めて、関係者の皆様方に感謝を申し上げます。

さて、本日は第113回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り議会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。今定例会には、報告4件、条例制定及び改正4件、消防ポンプ自動車取得1件、令和5年度一般会計ほか各会計補正予算9件など、計18件を提案させていただきます。

以上、議員の皆様にはよろしく御審議賜り、御承認賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時08分開会

○議長（小寺 俊輔君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第113回神河町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

廣納良幸議員より、体調の都合により起立困難の届けがあり、着座での発言、挙手をもって採決の意思表示をしたいということでございます。これを許可いたしておりますので御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

4番、廣納良幸議員、5番、安部重助議員、以上2名を指名します。

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員長の安部です。議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月7日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から6月27日までの15日間と決しております。

町長から提出されます議案は、報告4件、条例の制定2件、条例の一部改正2件、財産取得1件、補正予算9件の計18件が提出されております。

議会からの提出議案は、閉会中に受理した請願はございませんでした。陳情につきましては4件を受理しております。議会運営基準第142条の規定により、その写しを配付しておりますので御確認ください。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第1号から第4号については了承。第43号議案、第46号議案、第47号議案については表決をお願いすることにしております。第44号議案、第45号議案については民生福祉常任委員会に付託し、審査をお願いすることになります。第48号議案の一般会計補正予算については総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることになります。第49号議案の特別会計、第55号議案、第56号議案、各企業会計補正予算は表決を。一般会計との関連がある第50号議案から第53号議案の各特別会計、第54号議案の企業会計補正予算については、最終日採決としております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを6月2日の午後3時とし、通告がありました4名の議員により、本会議第2日目の20日9時30分から4名の一般質問を行います。27日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告を受け、表決をお願いすることにしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いをしております。議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月27日までの15日間としたいと

と思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月27日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査及び行政監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、澤田俊一総務文教常任委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長の澤田です。閉会中の5月22日に総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な項目について報告をいたします。お手元の開催結果報告書を御覧ください。

まず、教育委員会についてです。1番の第3期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）の取組状況について。まず1点目の質疑として、第3期かみかわ教育創造プランの基本方針に、生きる力を育む教育の推進という項目が上げられている。生徒・児童はどのような遊びをしているのか。コンピューターやゲームなどもそれなりに大事かもしれないが、やはり自然と触れ合うということが非常に大事ではないかと思う。子供たちにとって体を鍛えたり、遊びを通して仲間と力を合わせて育つことが大切ではないかという問いに対しまして、昔、家庭では学校から帰るとみんな集まって遊んでいたが、今はゲーム等室内で過ごすことが多くなっており、異年齢で遊ぶことは学校が中心になっている。教師も率先して外へ出て一緒に過ごす努力をしている。補導員さんも、地域で子供を見かけることがないと心配されている。役場敷地内の公園や広場では遊んでいる姿も見かけるが、全体的には昔と比べると少ない。何とか遊びも充実させたいとの回答でありました。

続いて、子供が自分たちで考えて遊び、楽しい思い出をつくるのが非常に大事だと思う。体を強くする、気持ちを強くする。また、いろいろな考え方を持つ力を育てることができるのではないかの問いに対しましては、全く同感であり、そのような力も養うように考えていきたいとの回答でありました。

次に、2番の教育委員会の機能を生かした活動状況についてであります。今年度から教育委員会の指導体制として、学校教育に関して教育推進員を配置されたが、学校教育指導員との役割の違いは何かの問いに対しましては、今年度は特にGIGAスクール、コミュニティスクール、中学校の部活動の在り方の3点に絞って教育推進員に事業を進

めていただいているとの回答でありました。

次に、学校教育係の関係で、3番の小学校の適正規模・適正配置についてであります。令和6年度から長谷幼稚園に入園希望されている方があり、再開される予定である。長谷小学校を改装して保育ルームを設置予定だが、現在の長谷幼稚園園舎と敷地をどうするのか、方向性を検討しているのかという問いに対しましては、長谷幼稚園園舎で再開も検討したが、老朽化して一部雨漏りしていること、今年3月に埼玉県で学校への不審者侵入事件が発生したことなどから、長谷小学校内で幼稚園を再開することが園児の安全安心な環境づくりにふさわしいと判断した。6月議会で設計費用を計上し、9月議会で工事費を計上したいと考えている。現在の園舎は老朽化が進んでいるが、今後、民間活用について検討していきたいとの回答でありました。

次に、少し飛びまして、7番のその他であります。スクールソーシャルワーカーが神河中に1名配置されている。問題を抱える、支援を必要とする生徒・児童が増えてきているとのことだが、ソーシャルワーカー1名で何人の子供を担当しているのかの問いに対しまして、令和4年度実績では、町内の児童・生徒で11名であるとのことでありました。

続いての質問として、子供たちは非常に難しい問題、長期的に関わっていかないと解決できないような問題も持っていると思う。スクールソーシャルワーカー1人で対応できるのかの問いに対しましては、基本的には学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育委員会も含めて対応している。全てをスクールソーシャルワーカー1人で対応するのではなく、神河町の関係機関、健康福祉課と連携し対応しているとのことでありました。

次に、神崎幼稚園と寺前幼稚園で未就労家庭の3歳児の受入れが始まったが、準備段階で想定していなかったような困っていることがないかの問いに対しましては、寺前幼稚園で4名、神崎幼稚園で7名を受け入れている。今年度は、おむつが取れない3歳児がおられると報告を受けている。本来は家庭でおむつトレーニングをしていただくところを、幼稚園も一緒になって行っているとの回答でありました。

次に、社会教育係について、8番の施設運営・維持管理の状況（老朽箇所の把握）についてであります。各施設の修繕工事が多く、経費もかさんでいる。どのように調整をしているのかの問いに対しまして、当初予算で計画した修繕以外に突発的に修繕が必要になった場合は、優先順位をつけて財政協議を行っているとのことでありました。

財政特命参事からは、財政担当としては、基本的には公共施設等総合管理計画に基づいて進めている。しかし、緊急に修繕が必要なものについては、協議して対応している。財政に影響を及ぼすような多額な修繕については、日頃からしっかり施設管理を行い、当初予算に計上するように各課にお願いしている。緊急時には、財源的に対応できるように考えているとの回答でありました。

次に、町民温水プールの利用者が目標の3.5倍以上に達しなかった場合はどうするの

かという問いがありました。現在、プール使用料収入と支出の差引きが約4,500万円で、赤字の解消と施設の老朽化への対応が課題になっている。長谷地区の区長さん方と使用料収入を増やすことを協議し、利用促進に取り組んでいる。おおむね2年で使用料収入が増えなければ、閉館も検討しなければならないと考えている。それ以前に、機器の部品がない状態なので、故障した場合には修理できないこともあり得るとの回答でありました。

次に、公民館についてです。11番の生涯学習の拠点としての公民館事業について。図書除籍に伴うリサイクルフェアの内容はとの問いに対しまして、新図書コミュニティ施設への移転に伴い、中央公民館と神崎公民館の蔵書で重複するものは1冊のみを新図書施設に移転し、残りの図書を除籍する。廃棄するのはもったいない図書を1週間程度展示し、住民の方に提供できるように計画しているとのことでありました。

次に、給食センターについてであります。15番の給食費の滞納徴収状況について。令和4年度の過年度分滞納世帯5世帯のうち2世帯が完納となり、残り3世帯となった。この間、徴収に努力されたことを評価する。他の課についてもこのように取り組んでほしいとの評価と問いに対しまして、担当者が努力した成果である。今後も徴収に努めたいとのことでありました。

16番のその他の中で、将来の学校給食センターの運営方法について、令和7年9月から市川町と共同運営する方向で調整していることは理解する。福崎町の更新計画等の調査を行っているが、将来的に神崎郡で給食センターを運営することを目指しているのかの問いに対しましては、市川町と共同運営することが確定したわけではないが、2町とも児童・生徒数が減少しており、共同運営するほうが効率的であるということで協議をしている。福崎町も同じような状況ではないかと判断し、更新計画等の調査を行い情報収集をしている段階であるとの回答でありました。

関連して、市川町との共同運営について、2月の常任委員会では、令和5年度早々に運営形態を決定したいとのことであったが、その後の検討状況はの問いに対しましては、令和6年度から備品発注等ができるように、本年11月の予算編成時期を目途に調整を進めていきたいとのことでありました。

次に、税務課、1番の適正公平な課税の実施と収納率向上への取組状況についてであります。令和4年度の不納欠損額が例年と比べて極端に多いが、その理由はの問いに対しまして、過去に消滅時効になった分で不納欠損ができていないものが多くあった。全て再調査し精査した結果、件数が多くなったとの回答でありました。

関連して、1つの例として、遠方の滞納者に対して5年間何も対応しなかったでは問題である。年金生活の高齢納税者も、苦しい生活の中で納税していただいている。公平な課税という観点から、安易な不納欠損はよくない。徴収努力をお願いしたいとの問いに対しまして、徴収努力をしなければならないことは十分に分かっている。納税していただいている人がいる一方で、徴収できないので不納欠損するのは確かに不公平感があ

るので、随分古い未徴収税を残してきた現状がこれまでであった。今回、法的根拠を基に再調査し、精査して不納欠損をしたとの回答でありました。なお、質疑の後に令和4年度不納欠損処分について、当委員会として了承しました。各税目の件数と金額はお手元に記載のとおりであります。

次に、会計課についてです。1番の資金収支計画と公金の出納管理状況について。兵庫県が発行するSDGs債（グリーンボンド）を購入するとのことだが、購入目的は何かの問いに対しましては、債券運用指針に基づき兵庫県が発行する債券で、安全性があり、利回りも定期預金を上回っていること、また、神河町のSDGsの取組の一つとして県債を購入することにより、兵庫県のグリーン化推進施策の達成に貢献するとともに、対外的に取組を広くPRできると考えて購入を決定したとの回答でありました。

関連して、負債になることはないのかの問いに対しましては、債券が100%安全かと言われると、途中で売却すると売却損が出る可能性もあるので、満期保有を前提に購入する。証券会社が倒産しても発行体が倒産しない限りは元金が保証されると確認しているとの回答でありました。

最後に、総務課についてです。②番-1の第3次神河町行財政改革大綱の取組状況について。委員の委嘱や会議開催のスケジュールについての問いに対しましては、8月頃には継続性も含め新たな委員の委嘱を行い、委員会を開催し、実行計画の検証をさせていただく予定であるとの回答でありました。

3番の第2次神河町長期総合計画（後期基本計画）の進捗状況につきましては、計画策定支援のためのコンサルタントのプロポーザル審査会が、この時点では5月31日に行われると説明があったところであります。

次に、6番のケーブルテレビ・インターネット運営事業について。ケーブルテレビのインターネット光回線について、3月15日以降は1ギガから2ギガに増強し、安定したサービスが提供できるようになったと説明があったが、ユーザーは満足されているのかの問いに対しましては、増速以前は多くのユーザーが利用される時間帯に通信データ量が1ギガを超えて不便をにかけていた。増速後は、最も利用される20時から24時頃の時間帯の通信データ量は1.5ギガ程度で、上限の2ギガまで余裕がある状況であるとの回答でありました。

次に、7番の廃校跡地活用事業について。地域交流センター跡地活用の神河国際アカデミーについては、越知谷地区の区長と跡地活用検討委員を対象に、運営状況と今後の方針について5月中に報告会を行う予定であるとの説明がございました。

川上小学校跡地活用の株式会社BugMoについて、撤退との情報があるがの問いに対しましては、株式会社BugMoについては、金融機関と資金調達の関係について協議中と聞いている。川上小学校跡地の活用について、今後、株式会社BugMoがどのようにされるかは決定はしていないとの回答でありました。

最後に、②番-2の公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の取組状況について。

2月の常任委員会でこの件については説明を受け、出された意見も反映された成果物が当日提出されました。この計画では、神崎公民館が2038年、神崎体育センターが2039年、町民温泉プールが2053年に解体となっているが、例えば神崎公民館は大規模修繕や長寿命化の予定もない。大ホールのエアコンが壊れたままで、その他の修繕もしないで2038年まで使用するという事かとの問いに対しましては、解体の時期は決まっているものではなく、あくまで目安である、この計画では目安であるということであり、今後40年間の平均的なコストの割り出しの中で決めた時期であるとのことでありました。

副町長からは、財源確保の観点から一度に全てのことができないので、緊急度の高いもの、危険度の高いものから順に対応しなければならない。神崎公民館と神崎体育センターについては、粟賀小学校の跡地整備後は並行して施設を運営することはない。令和7年度には公民館と体育センターは業務が停止し、そのまま放置することは適切ではないので、できるだけ早く解体することになるとの回答でありました。

以上、大変大まかな報告となりましたが、これ以外の項目につきましてはお手元の報告書にまとめておりますので、御覧いただきたいと思っております。

執行部におかれましては、報告書をいま一度読み返していただき、適切な事務執行をお願いいたします。

これで総務文教常任委員会の開催結果の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、民生福祉常任委員会、小島義次民生福祉常任委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） 民生福祉常任委員会の委員長、小島です。去る5月30日に民生福祉常任委員会を開催し、閉会中の継続調査についてその結果を報告いたします。

まず、公立神崎総合病院です。主な質疑がありました。令和5年3月末の執行状況についての質問がありました。特別損失が35万円計上されているが内容はどの質問に、看護師修学資金貸与者の年度内退職に伴う返還金の免除分であるとの回答です。

院内のWi-Fi整備はいつからかとの質問に対し、整備時期については控えさせていただきます。Wi-Fi整備は、外来と病棟、健診センター、人間ドックの待合室に対応していく方向であるとの答弁でした。

重要事項への取組状況について質問がありました。病院経営改善対策本部は、町長直轄で春名事務長が病院改革推進室の室長になり、総務課の職員が所管していると理解しているが、役場に設置している対策本部との関係はどうなっているのかとの問いに、経営改善計画推進本部は、経営改善対策本部を廃止して移行したもので、2つの本部会議が並列するのではなく、町長の本部会議を病院の本部会議に移したものであるとの答弁でした。

また、コンサルタントの株式会社ユアーズブレンは、経営改善計画推進本部だけに

関わっているのか。外部委員にも関わり、情報共有できているのかとの問いに、今後、株式会社ユアーズブレンは、改革委員会にも参画していただく。経営改善計画推進本部会議への出席がメインではなく、経営改善計画を策定する大事な部分にも参画していただくとの答弁でした。

次に、任期付職員について質問がありました。任期付職員で看護部次長が着任されたが、着任されて2か月間の様子はどうか。また、看護部次長にどういうことを期待されているかとの問いに、1番は看護師教育の支援である。看護部次長は看護協会のラダー教育のひな形を1か月で神崎版に改良され、看護師の視点で看護師が働く環境を見て、何点か指摘されている。当院にはない視点で支援していただいているとの答弁でした。

次に、飛びまして、コロナ補助金について質問がありました。令和5年度はコロナ関連の補助金がなくなると思うが、経営戦略はどう考えているかとの質問に、令和5年9月までの病床の空床確保補助金が措置されるが、補助額はかなり下がる。6月補正で国庫補助金約4,000万円の計上をする予定である。また、同じく1番は人件費削減であるが、どの部門をどうするか経営改善計画の策定もある。人口減少からも縮小という方向になるが、財務の体力を維持しながらコンサルタントと探っていく。現時点では明確な戦略はないとの答弁でした。

令和4年度不納欠損処分について、当委員会として了承しました内容は、外来診療費4件、91万6,872円とのことでした。

次に、健康福祉課です。高齢者福祉について質問がありました。杉区が介護予防モデル地区事業で表彰されたが、集いの場の重要性を検証してほしい。集いの場では出会うこと、体を動かすことがフレイル予防になるので、今後、町民へどのように普及されるのかとの問いに対して、町民へ杉区における事業とアンケート調査の分析結果を広報等で周知したい。集いの場もどんどん再開し、広げていきたいとの答弁でした。

次に、障害者福祉に関する質問がありました。障害者の相談業務と訪問入浴サービス事業も休止ということだが、再開のめどはあるのかとの御質問に、訪問入浴サービスは令和5年9月30日まで事業休止だが、人員がそろった時点で再開を予定している。特定相談支援事業については、社協で22名おられたが、全員ほかの相談支援事業所に引き継いでいるとの答弁でした。

また、特定相談支援事業と町の障がい者基幹相談支援センター、訪問入浴介護サービスに必要な資格は何かとの問いに、基幹相談支援センターについては、社会福祉士だけでなく、保健師や支援事業所の職員でも大丈夫である。特定相談支援事業所の計画相談員は、何年間かの介護職施設や老人施設等、福祉施設での経験年数があり、なおかつ相談支援員になるための研修を受けることが必要である。募集しても応募がないのは看護師である。介護職員についても、社協の介護職員とは別に雇用しなければならないという条件があり、人材確保に苦慮しているとの答弁でした。

次に、市川町社会福祉協議会が代替で訪問介護サービスをされている。利用者は介護

認定を受けておられ、移動が難しいので訪問看護、訪問入浴、介護サービスを利用されていると理解してよいかとの質問に、代替サービス利用者は3名で、家からの移動が可能な1名はデイサービスを利用されている。2名は訪問看護を利用されているとの答弁でした。

その他の質問としまして、物価高騰対策の3万円の商品券の配付時期は8月から9月になると思われる。この給付時期について、特に国の指示はなかったのかとの質問に、特にないが、できるだけ早く実施できるように努めたいとの答弁でした。

次、住民生活課です。主な質疑応答の中で、国民健康保険についての質問がありました。標準税率実施で国保税が上がるのは理解できる。令和5年度は年額1万円程度、また来年度も1万円保険税が上がるが、税率改正のタイミングは適切か、町民の理解が得られるのかとの質問に対し、県に納める負担金が緩和措置で減額されていたため、黒字会計で税率改正を行っていなかった。しかし、県への負担金軽減措置も令和5年度で終わり、決算収支でマイナスが大きくなる見込みである。緩やかに標準保険税率に移行するよう、今年度から引上げを進める。負担が増えることについて、十分理解していただけるよう説明するとの答弁でした。

また、令和10年度から財政調整基金がゼロぐらいになる。裁量不足に陥った場合、町としてどう考えているのかとの質問に、標準保険税率まで到達すると、医療費については県が見てくれるので、国保会計として収支が均衡すると考える。収支の均衡が取れない場合、県等からの支援措置があるのか、一般財源を投入することになるのか、まだ見通しはつかない状況にあるとの答弁でした。

特定空家対策についての質問がありました。特定空家が認定されてから何年後に取壊しができるのかとの質問に、吉富の物件については相続人が多数おられ、関係者の調査をしている。今のところ、いつ除却できるかは未定であるとの答弁でした。

次に、自転車放置防止について質問がありました。自転車等の放置防止に関する条例について、委員会資料について何度も修正があったが、事務の進め方はとの問いに、4月以降、法制の専門業者である株式会社ぎょうせいと確認を取りながら進めている中で修正ということで御了解願いたいとの答弁です。

トイレ利用者のための駐輪場として、自転車を駐輪できる環境を整備することは必要だと思うがとの質問に、トイレ利用のための駐輪スペース等を明示する方法も検討し、最終的な放置禁止区域設定のときには検討したいとの答弁でした。

次に、消防関係についての質問がありました。消防団の条例改正で、市川町、福崎町の団員報酬と出動報酬の状況は。今回、出動報酬を時給1,000円にされた根拠はとの質問に、福崎町は3万円に引き上げると聞いている。市川町では、記憶では2万円と確認した。出動報酬については、国は1日8,000円だが、従来は4時間未満、4時間以上という出動時間での支給を踏まえて、時給という形で消防審議会において決定されたとの答弁です。

次に、中播消防署の建て替えの件で、現状と今後の見通しはとの質問に、第9回検討委員会で、3町長の決定を踏まえて次の段階に入ることが決定しているが、3町長の合意ができていないとの答弁でした。

当課における令和4年度不納欠損処分について、当委員会として了承しました内容は、後期高齢者医療保険料2件、23万4,522円ということです。

最後に、上下水道課です。水道施設整備事業の見直しで、以前から水道管路のAI診断を活用しているが、AI診断でどういう成果があったのか。今後も継続して診断していく予定があるのかとの問いに、全路線をランクづけし、一番漏水の可能性が高いものを路線ごとに区分している。年間3キロぐらいしか更新できないが、更新の優先順位をつけるための手段として活用しているとの答弁でした。

令和4年度に浄化槽事業特別会計に移行され、令和6年度には企業会計に移行とのことだが、何か状況が変わってきたのかとの問いに対し、市町設置型浄化槽更新事業で国から補助を受ける場合、浄化槽事業を一般会計で運用していると補助対象にならない背景があり、特別会計に移行した。総務省からは、浄化槽会計は企業会計に移行するよう指導があるので、一旦、特別会計に移行し、条例整備した上で令和6年度からの企業会計移行に向け準備を進めるとの答弁でした。

近隣市町で上下水道の広域化等を計画されてるが、いずれは県営水道、県営下水道になるまで広域で実施していくほうが効果的だと理解してよいかとの質問に、県下、全県民が同じ水道料金であるべきだと思っている。50年後には単独1町では維持できない状態になるので、広域化、共同化で維持してつないでいきたいとの答弁でした。

また、県としては、県全域を県営水道の方向に持っていくという方向性なのかという質問に対して、今のところはないと思う。神河町としては、県営水道にしてほしいと積極的をお願いしているが、前向きな返答はないとの答弁でした。

令和4年度不納欠損処分について、当委員会として了承しました。その内容は、水道使用料3件、34万8,865円、下水道使用料3件、34万3,900円、合計6件で68万9,255円です。

以上、主な質疑において報告しました。詳細については資料等を御覧ください。

これで、民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、産業建設常任委員会の報告に入る前に、報告者の説明をさせていただきます。

産業建設常任委員会は、5月17日と同月25日の2日に分けて行われました。両日とも藤森正晴委員長が入院、療養のため欠席されたことから、神河町議会委員会条例第12条の規定により、藤原資広副委員長が委員長の職務を代行されました。神河町議会運営基準第76条では、副委員長が委員長の職務を行った場合は、委員長は委員長報告を副委員長に行わせることができると規定されており、藤森正晴委員長から産業建設常任委員会の報告を藤原資広副委員長に行ってもらおう旨の申出がありましたので、産業建

設常任委員会の報告は藤原資広副委員長に行っていただきます。御了承願います。

それでは、藤原資広産業建設常任副委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会副委員長（藤原 資広君） おはようございます。産業建設常任委員会副委員長の藤原でございます。閉会中の5月17日と25日の2回に分けて、産業建設常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な内容を報告いたします。お手元の開催結果報告書を御覧ください。

まず最初に、5月17日分でございます。建設課関係でございます。橋梁・道路関係について。橋梁の下に生えている竹の除去も、申請すれば根ごと除去できるかの問いに、河川管理者である県土木と協議すればできる。ただし、根についている土砂の持ち出しはできるが、土砂自体の持ち出しはできないとの回答でした。

次に、地方創生道整備推進交付金事業で、町道野村沢線の道路改良工事に係る協議の進展状況はの問いに、4月に県のヒアリングを受け申請しているが、内示はまだ出ていない。内示が出れば、実施に向けて市川町の建設課等と協議を進めていきながら、あわせて費用負担の在り方についても協議していきたいとの回答でした。

農林業関係についてであります。河川内にある農業用施設のメンテナンスで、過疎債等を活用し補修工事ができないかの問いに、農業用施設に係る補修工事等は受益者負担も発生するし、メンテナンスも必要である。詳細な内容が分からないので一般論でしか言えないが、過疎債だけでなく、より補助率の高い災害復旧関連の補助金で対応する方法もあるとの回答でした。

関連質問といたしまして、老朽化した補修が必要な農業用施設なので、過疎地域でも有効に活用しながら、過度な財政負担なく施設を長く利用できるように地域を維持していくのが、過疎債本来の目的ではないのかの問いに、まず、農業用関連施設の改修に活用できる補助メニューを調べるべきと考える。補助事業で適合するメニューがないか、また、過疎地域については、過疎債のメニューにも適合すれば活用できるとの回答でした。

次に、地籍課に移ります。安全対策グッズはどのようなものを購入されているのか。また、消防署との合同訓練は、具体的にはどのような訓練内容なのかの問いに、安全対策グッズは熱中症対策用として、オーエスワン、首を冷やす保冷剤、山中で所在位置を知らせる発煙筒など購入したいと考えている。消防署との合同訓練は、消防署と連携し、緊急救助訓練を調整している。訓練内容は、山中で発生するものなので、防災ヘリによる救助や、発煙筒をたいてドローンで撮影をしながら状況を確認できるか、また、職員も素早く対応できるかといった訓練を予定しているとの回答でした。

関連で、合同訓練は非常によいことである。消防も警察も事前に訓練内容を知らせて申請すれば、実際に防災ヘリ等による訓練も可能だと思うので、一度確認されてはどうかの問いに、早速姫路市消防局と相談したいという回答でございました。

次に、高精度の航空写真やレーダー測定の成果等、リモートセンシングデータを活用

した地籍調査とはどんなものなのかの問いに、リモートセンシングを活用した調査は、県が既に撮影した林相や表面の地形データを活用して境界を設定することで、現場に行くことなく、集落センター等で地権者に確認してもらえる。協議が必要な境界については、補備測量のために現地へ行き、確認をして境界くいを打っていく。一方、補備測量が増えると経費も増えてくるので、地元説明会等で事前に意向調査をしながら調査方法を決めていくことになるとの回答でした。

次に、5月25日分の調査です。農林政策課関係でございます。人・農地問題解決推進事業の取組状況についてでございます。

最初に、捕獲した在来種の野生動物は捕獲者が放獣すると解釈してよいか。また、捕獲した野生動物を捕獲者が殺処分した場合、法令違反となるのかの問いに、捕獲した在来種の野生動物は、捕獲場所近くでは放獣できないので、捕獲者が山の奥で放獣するしか方法がない。また、無資格者が野生動物を殺処分することは、動物愛護法や狩猟法等の法令違反となるとの回答でした。

次に、担い手や中心経営体のない地域では、誰が地域計画を策定するのかの問いに、担い手や中心経営体のない地区では、地権者全員の意向調査を行い、調査結果を基に地域内で話し合いをしていく。その結果をブロックで持ち寄り、区外の担い手や中心経営体がおられないか確認しながら、地域計画を立てればよい。また、結果によって、地権者の意向を尊重しながら、今後も農地として残していくのか、別の利用方法がないかなど考えていく必要が生じてくるかもしれないとの回答でした。

関連で、まず地権者にアンケート調査した後、地権者が個々に調整をしていくのかの問いに、全農地の地権者に意向調査をし、地域の代表、営農の代表、担い手などと地権者の意向を基に、これからの農地の管理の在り方や思いを話し合いながら、面的にどう管理していくのか協議していくとの回答でした。

引き続き関連でございますが、法人化に向けて話し合いをしていく上で、まず法人後のメリット、デメリットを考えてしまうが、対象地域内の他の地域ではどのような意見が出ているのかの問いに、合同で行っている検討委員会の中では、全体的に人数が少なくなる状況なので、大きなまとまりになることはいいことではないかといった肯定的な意見がある。対象地域内の意見も聞きながら、また、地域の将来を見据えながら前向きに取り組まれてるとの回答でした。

関連で、農地に果樹等を植えることで復田できなくなるがそれでもよいのかの問いに、農地には田、畑、樹園地も含まれてるので、圃場整備した農振農用地を畑地化することは可能である。国も畑地化に向けた補助制度を創設しているとの回答でした。

最後の関連です。収益性が維持できてこそ法人として成り立つと思うが、担い手不足の中で法人経営をどのように成り立たせようと考えているのかの問いに、単一作物から収益性のより高い作物や果樹園の作付、ブランド化に取り組むことで差別化を図り、多角経営ができるよう、姫路農業改良普及センターの支援も受けながら取り組んでいきた

い。また、企業や農協なども参画できる制度なので、農業だけでなく、地域全体をどのように維持していくのかも含めて考えていく必要があるとの回答でした。

それから、次の質問です。後継者育成事業の講習に応募したが、応募者全員受講できなかったことがあった。どうにかならないのかの問いに、実際、受講できず困られている営農組合も多くある。窓口は県の農業機械化協会で、事務局は県の農産園芸課内にある。受講できるまで応募していただければ、事務局も考慮してくれると思うとの回答でした。

次の問いですが、川上地内の小水力発電で、県が農地法第5条の許可をしなければ建設できないと認識してよいのかの問いに、農地法第5条の申請は県の許可である。県の許可がなければ、農地からの転用ができないため、建設できない。地域から建設反対の意見や要望等を受けて県に進達したものであるとの回答でした。

関連で、なぜ県は川上地内の小水力発電所建設を許可したのかの問いに、申請に不備があれば不許可であるが、全て合法的で違法性がなく、書類も完備されており、不許可にすべき事由がなく許可となったとの回答でした。

農業・林業再生推進事業の取組状況についてでございます。森林環境譲与税の基金は、現在約3,000万の残高がある。実際にどう展開されようとしているのかの問いに、令和5年度の収入見込額と基金残高も含めた事業費で事業を実施するのは、現時点では不可能である。森林環境譲与税の用途は、木材活用や従事者の確保、広葉樹の植栽などに活用できるので、事業内容も拡大しながら活用していく必要があると考えている。また、森林環境譲与税の基本的な考え方は、基金として積み立てていくことではない。基金として積み立てながら、目的に沿って有効に活用できるように事業展開を図っていくべきと考えているとの回答でした。

関連で、今後、桜の植栽要望を聞かれているが、要望数が多く、対応できないようであれば、基金を取り崩し、必要額を補正して対応するという考えはあるのかの問いに、そのような状況になれば、財政と協議して対応する。森林環境譲与税の剰余金の発生は全国的に出ているが、神河町は本来の目的に沿って森林整備に全額充当しており、執行率も県下では高いと認識しているとの回答でした。

ひと・まち・みらい課に入ります。地域公共交通計画策定及びデマンド型交通導入の進捗状況関連でございます。

最初に、デマンド型交通で、町職員が運転していると聞くが、問題があるのではないのかの問いに、デマンド型交通で町職員は運転していない。デマンド型交通の時間帯に合わない中学生等の送迎は、町が職員等で対応している。デマンド型交通、それからコミュニティバスの運行については、資格を持っている事業者が行うことがベストだと理解しているので、早急に株式会社ウイング神姫と調整していきたいとの回答でした。

関連で、通常の下校時間が変更になる場合、株式会社ウイング神姫で運転手の調整ができないときの対応方法だと思うが、これから梅雨時期に入ると、警報などによりこの

ようなケースも想定される。また、越知谷方面や大山方面にデマンド型交通を拡大した場合、費用面も含めた緊急時の対応方法をしっかり検討していただきたいの問いに、今後、デマンド型交通やコミュニティバスの全体的な運行体制の見直しを行い、より利用しやすい公共バス運営体制の構築に向けて検討していきたいとの回答でした。

アグリイノベーション推進事業の取組状況についてでございます。令和3年、4年度の地方創生推進交付金事業に係るソフト事業部分の補助対象額が確定し、交付金を返還する必要性がないと理解してよいのかの問いに、実施したソフト事業分は全て補助対象と認めてもらえたので、国に返還する必要性はないとの回答でした。

次に行きます。附帯決議を付した事業のJR播但線利用促進事業の取組状況についてでございます。特急はまかぜ利用促進補助金の申請8件の内訳はの問いに、この補助金制度があることを知っておられた方の利用が5件、月に何度か利用されている方の利用が2件、残り1件は回答がなかったとの回答でした。

関連で、遠距離通勤・通学等補助金について、新年度に入って1か月余りでの申請実績が15件で、補助額が10万8,000円余りである。当初予算からかなり乖離があるがとの問いに、補助申請は購入された補助金の定期券の利用最終月頃にしていただくので、現在の申請実績は1か月定期券購入の申請分となるとの回答でした。

関連で、予算審議では、新たなJR利用者を促進するための補助金制度と説明を受けた。今までJRを利用されていた方も補助対象だが、当初説明と実態とに乖離が生じていると思うがの問いに、さらなるJR利用促進に向け検討していきたいとの回答でした。

関連で、通勤・通学距離が50キロメートル以上ある方で、従来からJRを利用されている方もこの制度を利用できるのかの問いに、利用できるとの回答でございました。

関連で、通勤・通学距離が50キロメートル以上ある申請15件の内訳は、また、寺前駅以南の利用者のうち、学生の利用件数はの問いに、寺前駅以北の利用者が4件、寺前駅以南の利用者が11件である。以南の利用者11件のうち、9件が遠距離通学の学生であるとの回答でした。

最後の関連で、多額の予算を計上しているが、効果が得られていない。早くかじを切り、効果の得られる事業内容に見直すべきである。9月頃には6か月定期券購入者の申請があるとのことだが、これから制度を見直しても年度内に当初見込んでいた効果が得られないのではないのか。早急に実態を検証し、より効果が上がる事業内容になるよう検討してほしいとの問いに、できるだけ早い段階で新たな展開が図れるよう、補助金制度も含めて検討していきたいとの回答でした。

次に、EVカーシェアについて、以前から配備されてる1人乗り用の電気自動車はほとんど利用されていないのに、今後、新たに普通車2台が配備されるが、利用促進に向けて、どのようにPRされるのかの問いに、7月から始まる兵庫県のデスティネーションキャンペーンと併せて、日産自動車とタイアップし、利用促進に向けた取組について検討していきたいとの回答でした。

関連で、利用料金は、通常1日レンタカーを借りる料金の倍近い料金で高かったと思うが、検討内容はどのようなものなのかの問いに、EVカー時代に向けて利用促進につながるよう、EVシェアカーでレンタルもできるといった形で宣伝できれば、より効果的ではと検討している。今のところ、日産自動車のアプリも活用し、以前説明した利用料金で運行する予定である。今後、レンタカーと比較し、メリット、デメリットも考慮した中での使い分けとなる。結果的に、シェアカー料金は日産自動車の料金体系を活用するとの回答でした。

関連で、委託先が株式会社長谷なので、レンタカーは長谷駅ではなく、村営ふれあいマーケットに配備していることをしっかり広報する必要があると思うがの問いに、町のSNS等、広報媒体も活用しながら県のデスティネーションキャンペーンと併せた取組の中で一緒に宣伝活動できたらと考えているとの回答でした。

商工振興・観光事業全般に係る取組状況についてであります。グリーンエコ笠形のプールをニジマス釣りに活用とある。プールは笹川財団からの補助を受けて建設したものの、目的外使用の許可は受けているのかの問いに、既に所有権が町に移管されているので、町の判断で目的外使用できるとの回答でした。

関連で、プールとして使用する場合、健康上、また衛生上厳しい規制があると思う。町も十分監視して、的確な指導をすべきではないのかの問いに、多くの方が利用される体育施設なので、保健所の指導も仰ぎながら、適切に対応していくとの回答でした。

次に、グリーンエコ笠形運営について、レストラン等を利用する場合、以前は送迎してもらえたが、今は送迎してもらえない。また、グラウンドゴルフ場の整備が全くておらず、野球場でグラウンドゴルフをするように言われるなど、非常に不評である。行政としてどのように指導、助言しているのかの問いに、指定管理者の経営方針として、さらなる利用者の増、費用削減、各種イベントの開催など説明を受けており、町もタイアップしながら関わっていきたい。送迎についても、レンタカーや従業員の車両で対応しているが、周知できていないようである。また、グラウンドゴルフ場の芝生の管理については、栗賀ゴルフ場のグリーンキーパーの指導を仰ぎながら対応を検討していく。町のグラウンドゴルフ場として残すべき施設だと承知しているとの回答でした。

関連で、グラウンドゴルフ場をキャンプ場やグランピングキャンプ場に変更していく方針を指定管理者が持たれているようだが、グラウンドゴルフ場も補助を受けて整備したものであるため利用に制限があるのではないのかの問いに、当初、指定管理者からグラウンドゴルフ場や野球場、多目的グラウンドをキャンプ場に活用したいとの提案を受けた。グラウンドゴルフ場はtotoの補助金を活用して整備したもので、20年償還である。用途を変更するとなれば1,000万程度の返済金が必要となるので、今のままグラウンドゴルフ場として管理していくとの回答でした。

関連質問です。現在、送迎対応しているとのことだが、送迎をするに当たり、利用人数など条件があるのかの問いに、基本的に条件はない。1人だけの送迎はできないが、

送迎人数に応じて従業員の車両も使用しながら対応しているとの回答でした。

次に、グリーンエコー笠形の会計報告について、臨時会に提出された資料だけで起債償還受入金を減免されたのか。臨時会に提出された会計報告書では何の根拠にもならない。セグメントごとの決算書を確認した上で判断されたかの問いに、指定管理者との信頼関係の中で、今回は臨時会に提出した資料で確認し、判断したとの回答でした。

関連質問として、指定管理者との信頼関係も大事であるが、臨時会に提出された資料では赤字決算となった証拠書類にはならない。提出されたグリーンエコー笠形の決算書には、観光施設本体の収支以外に体育施設の収支も含まれているのではないのか。セグメントに基づいて作成された決算書で判断すべきものであって、指定管理者自体の決算書ではどの事業で赤字決算となったのか全く分からない。減免と判断した根拠が全く分からないとの問いに、セグメントごとに作成された決算書の提出を求めているとの回答でした。

次に移ります。創業支援事業補助金について、交付要綱によると、10年以上町内に在住し、事業を継続することになっているが、結婚を機に海外に転出された方もあったと記憶している。その後、どうなっているのか。また、休業期間は10年の縛りに加算されるのかの問いに、現在休業中だが事業を継続する意欲がある。本人にも休業期間は加算されることを念押ししており、本人からも承諾をもらっているとの回答でした。

関連で、以前このような規定はないと報告を受けたが、交付要綱は平成27年7月9日から適用とある。口頭約束ではなく書面で残しておくべきであり、事業が継続できない場合は補助金返金してもらいたいのではないかの問いに、交付要綱作成当時、既に10年間拘束することを定めていたが、返還規定は別途定めるとしていたため、規定を追加した。10年の拘束期間中に町外に転出された方については、補助金返金を求めた。休業中の方からは誓約書を提出していただいているとの回答でした。

以上、質疑のあった主なものを報告いたしました。これ以外の質疑応答につきましてはお手元の報告書にまとめておりますので、御覧いただきたいと思います。

これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） では、私のほうから3月定例会以降の主立った事項について報告いたします。

3月30日、中播北部行政事務組合議会定例会（第2日目）が開催され、栗原廣哉副議長、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席いたしております。

同じく3月30日、中播衛生施設事務組合議会定例会（第2日目）が開かれ、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席いたしております。

付議事件は、共に令和5年度事務組合会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

4月2日、令和5年度神河町消防初出式並びに入退団式が開催され、各議員出席していただいております。

4月4日、本町議会タブレット導入に関して、福崎町議会運営委員会の行政視察を受け入れました。議会運営委員会委員と私が出席し、導入の経過や具体的な操作方法の説明を行っています。

4月10日、兵庫県立高等学校令和5年度入学式があり、生野高等学校に澤田俊一総務文教常任委員長が、神崎高等学校に私が出席しております。

4月24日、令和5年4月区長会に私が出席し、令和5年1月24日、27日開催の区長会との意見交換会で出された御意見、御提案について、議会側の回答を報告させていただきました。

5月7日、神崎ろうあ協会設立記念式典が福崎文化センターで開催され、私が出席しております。

5月10日、神河町人権文化推進協議会総会が開催され、栗原廣哉副議長、吉岡嘉宏人権文化推進特別委員長、安部重助委員、そして私が出席しております。

同じく5月10日、神崎郡議長会が開催され、私が出席しております。協議事項は、令和4年度事業報告及び決算、令和5年度事業計画及び予算について協議が行われ、いずれも原案のとおり、承認、可決いたしております。また、役員改選により、私が会長に就任しております。

5月17日、第112回臨時会を開催いたしました。

5月18日、兵庫県町議会議長会臨時総会が神戸で開催され、私が出席しております。協議事項は、役員選出に関する内規の一部改正、定期総会の運営等で、いずれも原案のとおり、承認、可決いたしております。

5月18、19日、市町村議会議員研修（住民とのコミュニケーション、対話と発信力の向上）が滋賀県大津市にごぞいます全国市町村国際文化研修所で開催され、松岡宣彦議員に参加していただいております。

5月21日、令和5年度神河町消防操法訓練大会が開催され、各議員出席していただいております。

5月23日、24日、全国町村議会議長会、議長・副議長研修会が開催され、栗原廣哉副議長と私が出席しております。研修は、大正大学社会共生物学部教授、江藤俊昭氏から「町村議会の課題と今後の展望について」、NPO法人ブロードバンドスクール協会理事、若宮正子氏から「町村こそデジタルを～住民のためのデジタル活用法～」、株式会社朝日新聞社コンテンツ編集本部次長、三島あずさ氏から「町村議会とハラスメント」と題して、それぞれ講演を聴いたしました。

あわせて、23日に、山口壯衆議院議員、末松信介参議院予算委員長、加田裕之参議院議員を、24日に、谷公一国家公安委員長、池畑浩太郎衆議院議員、片山大介参議院議員をそれぞれ訪問いたしました。

5月25日、神河町商工会通常総代会が開催され、私が出席しております。

5月26日、神河町戦没者慰霊祭が姫路護国神社で執り行われ、各議員出席していた

だいております。

5月29日、兵庫県町議会議長会定期総会が神戸で開催され、安部重助議員と私が出席しております。総会議事に先立ち、兵庫県町議会議長会自治功労者表彰が行われ、本町議会の安部重助議員、藤森正晴議員が20年以上在職功労者表彰を受けられました。

議事については、令和4年度会務等の報告がなされ、了承しております。また、役員改選により、私が副会長に就任しております。

総会終了後、「町村議会の課題」と題して、全国町村議長会事務総長、望月達史氏から講演を受けております。

同じく5月29日、神河町観光協会通常総会が開催され、栗原廣哉副議長に出席していただいております。

6月3日、自主防災かみかわ総会が開催され、私が出席しております。議事は、令和4年度事業報告及び決算、役員改選、令和5年度事業計画及び予算について、いずれも原案のとおり、承認、可決いたしております。

6月8日、第48回全日本愛瓢会兵庫県神河町大会オープニングセレモニーがあり、私が出席しております。午後、大会への秋篠宮皇嗣殿下のお成りに同行しております。また、夜には、愛瓢会会員との懇親会に参加しております。

6月9日、第48回全日本愛瓢会兵庫県神河町大会表彰式及び総会がグリンデルホールで行われ、私が出席しております。

定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、4月10日に第76号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を10時40分とします。

午前10時20分休憩

午前10時40分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

先ほどの民生福祉常任委員会の報告において、一部報告漏れがございました。再度、報告を求めます。

小島義次民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） 民生福祉常任委員長の小島でございます。

先ほど民生福祉常任委員会の調査報告で、住民生活課の不納欠損処分について、漏れがありましたので、おわび、訂正し、追加報告いたします。

住民生活課の不納欠損処分、後期高齢者医療保険料2件とありますが、それに付け加えて、住宅新築資金等貸付金2件がございます。金額は643万1,385円でございます。追加報告いたします。申し訳ございませんでした。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 議案の審議に入る前に、申し添えております。議員各位におい

ては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、また、その範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第55条第1項では、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して、明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第4 報告第1号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、報告第1号、令和4年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の報告を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第1号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。本報告は、令和4年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、令和4年度の繰越明許費の5事業につきまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

まず、2ページのほうをお開きいただきたいと思います。一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。令和4年度の繰越明許費、5つの事業の財源内訳を報告をさせていただきます。

まず、5款農林水産業費、1項農業費、農村地域防災減災事業でございます。ため池の廃止、詳細設計に係るものでございまして、繰越額につきましては、8,780万円で、未収入特定財源として、県支出金7,704万4,000円、そして一般財源が1,075万6,000円でございます。県支出金は、農村地域防災減災事業補助金でございまして、補助率につきましては10分の10でございます。なお、補助枠を超える部分、1,075万6,000円が一般財源となっております。

続きまして、地籍調査事業でございます。繰越額は8,600万円で、未収入特定財源としまして、県支出金6,448万1,000円、そして一般財源が2,151万9,000円でございます。県支出金につきましては地籍調査事業補助金でございまして、補助率につきましては4分の3でございます。

続きまして、7款土木費、2項道路橋梁費、町単独町道改良事業（町道作畑・新田線）でございますが、繰越額につきましては2,845万9,000円でございます。未収入特定財源としまして、地方債が2,750万円、そして一般財源につきましては95万9,000円でございます。なお、地方債につきましては辺地対策事業債でございます。

続いて、7款土木費、2項道路橋梁費、道路メンテナンス事業でございます。繰越額につきましては4,159万円で、未収入特定財源としまして、国庫支出金1,674万7,000円、地方債2,140万円、そして一般財源につきましては344万3,000円でございます。国庫支出金につきましては、道路メンテナンス事業補助金でございます、補助率につきましては57.2%、地方債は過疎対策事業債でございます。

続いて、7款の土木費、3項河川費、河川改修事業でございます。繰越額は700万円で、未収入特定財源としまして、地方債610万円、そして一般財源につきましては90万円でございます。地方債につきましては、緊急自然災害防止対策事業債でございます。

これらによりまして、翌年度へ繰り越すべき財源の合計額につきましては、一般財源の合計額の3,757万7,000円でございます。

次のページに各事業の繰越理由につきまして掲載をしておりますので、御参考にしていただきたいと思っております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告は終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番、栗原廣哉議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。河川改修事業について、ちょっと確認したいんですが、これ、契約金額は多分1,621万8,400円で、前払い金600万、5月10日に530万、だから1,130万入れていると思うんです。ということは、残り491万8,400円になるんですが、500万ぐらいの繰越しであれば分かるんですが、この繰越額が700万っていうのはどういうことなのか、ちょっと説明していただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。栗原議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、河川改修事業の繰越金でございますけども、今、栗原議員が申されたとおり、契約金額は今1,621万8,400円でございます。そのうち令和4年度中に支払った分が1,130万円で、残りが491万8,400円という形で、その分につきまして本来繰越しをするべきではございますけども、まだ工事が完了しておりませんので、その出来高数量が確定しておりません。よって、この時点で出来高数量が増になるということを判断しまして、その分の増額する額を契約金額に上乘せして、繰越しをさせていただい

て、予算確保をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の説明では、やっぱり500万ぐらいが妥当なんだが、200万見込んで700万という形にしていると、そういう理解でよろしいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） そのとおりでございます。まだ完全に工事が完了してなくて、出来高数量が上がってきてない。そこで検査もできておりませんので、数量は増額で確定するというので、見込みでの増額でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原資広議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたら、関連で質問させてもらいます。

たしかこれ変更契約で工期が多分5月31日に、この前の5月17日の産建の委員会で報告あったんですけども、まだ完成してないという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。繰越して工期を延長しましたのが令和5年5月31日までということで、2か月間延長させていただいております。

5月31日には、現場は工事完了をしております。今、その分の出来高精算をやっている途中でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたら、当初契約からしますと多分300万ほど増える格好になりますね、仮にいっぱいだとしたら。じゃあ、果たして、それが当初から適切な設計だったのかどうかっていう話も出てくるんですけども、やはり変更経過、どっと、このいわゆる繰り越した事業で増えてくるのが、ちょっと私も理解できないところあるんです。初め700万のものの考え方やったんですけど、5月の17日の建設課の資料でいきますと、62.32%の進捗、出来高歩合のたしか率でしたよね。1,600万にその率掛けていきますと、約1,000ちょっと出るぐらいです。部分払い扱いされてるはずですから、多分0.9掛けますと、大体900万ぐらい。1,600から900引いて700かなと思って理解しとったんですけども、全く考え方違うということなんで、ちょっと初めも、今、栗原議員おっしゃったように、1,130万出てるのに何でかなということはそのあたりにあったんです。

それと、今、言いましたように、ちょっとたとえ町単であろうが、区要望事業であろうが、やっぱり変更がちょっと額が大き過ぎるのかなという気がちょっとあったんで、ちょっと関連で質問したわけなんですけども、実際はどうかなっていうことをもう一遍お願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。この上ノ山谷川の契約のこと

でございますけれども、当初は1,515万6,900円で契約をさせていただいております。それから、2月に一度変更契約をしております。この部分につきましては、変更契約の増額分106万1,500円と、それと工期を3月24日と当初はしておりましたが、それを3月31日まで延ばしております。この1回目の変更内容につきましては、工事施工に当たって、その現場に入るための支障木がたくさんあったということで、その支障木の伐採費及び運搬処分費を追加をさせていただいたので、それにかかる費用が106万1,500円という形で増額をさせていただいております。

その後、3月31日までに工事が完了できないという見込みになりましたので、繰越しをさせていただいたと。その部分で、今度、3月31日までに今できている部分の出来高歩合を計算しますと62.32%で、出来高金額にしまして1,010万6,800円という形で計算をしております。それに前払い金の600万を足せば、もうはや既に1,600万になってしまっていると。残りの28%分の工事がまだ完了してないので、その分の増額分を見込んでの繰越しの額ということになったということでございます。以上でございます。

○町長（山名 宗悟君） 増額になった中身。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） すみません、増額になった中身でございますけれども、まだ工事ができていない部分の護岸のコンクリートブロック積みの面積とか、あとその分の取り合いの石積みとか等の数量が確定しておりません。ただ、指示によってその辺の変更は取り合いとか、現場に合わせての施工になりますので、その分が増額になると。

また、増額になった部分につきましては、底張りのコンクリートの増ということで、その分が増額になるということで、繰越予算の確保に努めたということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。4月28日締めはこの前の資料でした。その中に赤字で出てたのは支障木の除去の一式で上がってきて、今言われたように100万ちょっとのお金でした。それで、河床張りブロックで、当初、河床張りブロックなしに、多分そのままだったのかな。それがあかんでそれを増やしたってことでしたら、本来そこで赤字が出てきとったら分かるんですけど、それにしても200万ぐらいな増ってというのはかなり大きいんで、今おっしゃったようにブロックの面積がちょっと増えるとか増えんとか取り合いが言われましたけど、基本的には、それは現場すり合わせの部分で出てきて、そんな多く出る部分じゃないと思うんですけど、ちょっとその意味で、別に繰越制度自身が認められている制度ですから、それをとやかく言うんじゃないんですよ。やっぱりその実態に合わせて必要な額を繰り越しすべきではないかなと思うんで、ちょっとさば読まれてる分がかなり大きいかなってというのがあって気になったわけです。

今言いましたように、本来でしたらもう4月28日現在で、5月17日の報告は見せてもらってますんで、本来はそこでその話があればいいんですけど、たまたまそれなかったんで、赤字で出たのは支障木の撤去の除去費一式で上がってただけやったんで、ちょっと気になっただけです。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） どなたがお答えされますか。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。非常に上乘せ幅が大きいんでないかというようなところの御指摘でございます。確かに安全を見てというところであろうかというふうに思っているところでございますが、実際に、一応ベターなのは、変更契約ができていれば、実績をある程度見込みを出して、それに合わせてまずは変更契約をやって、そして繰越しというふうなところが一番いいんだらうと思うんですが、そこは事務のなかなかタイミングのところできていなかったということでございます。

今後、この繰越しは制度としておっしゃられるようにございますので、これを活用していくということではありますが、実際にその繰越額については明確になるようにということで、あまり大きな差がないようにということで努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第1号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第5 報告第2号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、報告第2号、令和4年度神河町一般会計事故繰越しに係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第2号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和4年度神河町一般会計事故繰越しに係る繰越計算書の報告の件でございます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定によりまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が、報告理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、詳細説明をいたします。

まずは、5ページのほうを御覧いただきたいと思います。一般会計事故繰越繰越計算書でございます。7款土木費、2項道路橋梁費、道路メンテナンス事業（水ノ谷トンネル補修工事）でございます。この事業につきましては、令和4年3月定例会におきまして、令和3年度一般会計補正予算（第8号）の繰越明許費として可決をしていただいたものでございます。

それでは、計算書の内訳につきまして申し上げます。支出負担行為額ですが、8,530万5,700円で、内訳としまして、支出済額が6,086万3,200円、支出未済額が2,444万2,500円で、翌年度繰越額につきましては、支出未済額と同額の2,444万2,500円でございます。その財源の内訳につきましては、既収入特定財源として1,050万円で、過疎対策事業債、それから未収入特定財源としまして1,389万9,600円で、道路メンテナンス事業補助金でございます。一般財源につきましては、4,290万円でございます。

繰越しの理由につきましては、説明欄のほうに記載をしておりますが、長谷の水ノ谷トンネルの補修工事におきまして、受注業者におきまして新型コロナウイルス感染症が蔓延いたしまして、現場の施工体制を縮小をしたという状況でございます。それに伴いまして、施工能率の低下により不測の日数を要したため、年度内の完成が困難になったことから事故繰越となったものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事、先ほどの説明の中で、一般財源が4,290万円と説明されましたが、恐らく4万2,900円の報告間違いだと思うので、訂正をお願いします。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。大変申し訳ありません。一般財源のところで少し単位を間違っまして申し上げたようでございます。訂正をさせていただきます。一般財源につきましては、4万2,900円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原資広議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。事故繰越につきましては、自治法220条の第3項のただし書ということで、支出負担行為はされていて、避け難い事故のある場合のみということで、風水害、多分限定されていると思います。それ以外の場合は、もう通常のやり方でこういう扱いをしませんよという理解の仕方よろしいですね。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し、事故繰越と繰越明許の違いというところで、議員さんのおっしゃられますとおり、避け難い事故というところと、それと、年度内に支出負担行為がされているというところがございます。

それと、もう一つ、3点目、3点あるんですが、事故繰越につきましては、予算の定めが必要ないというところがございます。そういうことで、これらに合致するものについては事故繰越ということで、それ以外については繰越明許費ということで整理をさせていただくというふうな考え方でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第2号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第6 報告第3号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、報告第3号、令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第3号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が、報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、7ページ、産業廃棄物処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。1款産業廃棄物処理事業費、1項産業廃棄物処理事業費、残土砂等処分地整備事業でございます。繰越額1,640万円で、未収入特定財源として、その他1,640万円でございます。

繰越しの理由については、下段に記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第 3 号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第 7 報告第 4 号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 7、報告第 4 号、令和 4 年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第 4 号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和 4 年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件でございます。この兵庫県町土地開発公社は、構成団体の兵庫県下 1 2 町から委託を受けて、公共用地の取得、処分等の事業を行うものであり、本報告は、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、兵庫県町土地開発公社の令和 4 年度事業報告書及び計算書類によりまして、詳細説明をさせていただきます。

まずは、11 ページのほうをお開きいただきたいと思います。まず、事業の概要でございます。公有地の取得事業につきましては、委託によります新たな土地の取得はございませんでした。土地の処分状況につきましては、令和元年度中に全ての土地の処分が完了をしております。

次に、事業収支につきましては、事業収益がなく、その損失額につきましては 1 1 万 3 3 0 円となっております。この損失につきましては、当年度末の未処分利益剰余金を処分いたしまして、翌年度繰越金剰余金を 1, 9 1 1 万 7, 2 2 6 円としているところでございます。

続いて、12 ページをお願いいたします。事業の執行状況につきましては、先ほど事業の概要で申し上げましたとおり、土地等の取得も土地の処分もございませんでした。

続いて、13 ページをお願いいたします。財務の概況でございます。1 番、収益的収入及び支出でございますが、収入、1、事業収益につきまして、該当はございません。続いて、2 の事業外収益につきまして、1、受取利息、1、基本財産利息につきまして

は360円で、これは12町からの出資金総額の1,800万円に係る利息でございます。2の預金利息は350円でございます、これは未処分利益剰余金に係る利息で、収益的収入合計は710円となります。

続きまして、14ページをお願いいたします。14ページは支出でございます。1、事業原価につきましては、該当がございません。2、販売費及び一般管理費は11万1,040円で、この事業の必要経費でございます、旅費、需用費、役務費を経費として支出をしてございます。収益的支出の合計につきましては11万1,040円で、収益的収入合計から収益的支出合計を差し引きました当期純利益ですが、マイナス11万330円となっております。

続いて、15ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入、支出とも該当がございません。

続きまして、次のページの16ページをお願いいたします。一番上の(2)借入金につきましても該当がございません。

続いて、少し飛びまして、24ページをお願いいたします。令和5年3月31日現在の財産目録でございます。まず、資産の部、1、流動資産、1、預貯金の期末残高でございますが、3,711万7,226円でございます。2の公有用地はございません。

次に、負債の部、長期借入金でございますが、これにつきましても該当がございません。

差引き正味資産につきましては、期末におきまして3,711万7,226円でございます、これは21ページに損益計算書がございますが、その未処分利益剰余金1,911万7,226円と、26ページに資本金の明細表がございますが、12町の出資金総額1,800万円との合計額となっております。

最後に、28ページ以降を御覧いただきたいと思っております。28ページ以降につきましては、令和5年度の事業計画及び資金計画でございます。新たに土地取得を行う事業計画につきましては、ございません。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第4号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第8 第43号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第8、第43号議案、神河町企業版ふるさと納税基金条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第43号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町企業版ふるさと納税基金条例制定の件でございます。

制定の理由は、地方自治法第241条の規定に基づき、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に資するため、当該事業の実施のために受け入れた法人からの寄附金を積み立てる企業版ふるさと納税基金を設置するため、条例を制定するものでございます。これにより、法人からの寄附金を基金に積み立て、法人が希望する神河町地域創生プロジェクト事業に充当するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。

それでは、神河町企業版ふるさと納税基金条例の制定についての詳細説明をさせていただきます。

まず、企業版ふるさと納税制度の概要についてでございます。同制度は、国が認定する地方公共団体の地域再生計画に記載された地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除をする仕組みで、既存の軽減措置と併せまして、最大9割の優遇措置を受けられるものでございます。

留意事項としましては、10万円以上の寄附が対象となります。また、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象となりません。

当町が、認定を受けている地域再生計画につきましては、令和2年度で、第56回認定の神河町地域創生総合戦略推進計画となりますが、これまでには、平成28年度第1回認定になりますけれども、峰山高原スキー場整備計画がございました。現計画の内容につきましては、国の制度改正を踏まえ、当町の第2期総合戦略の全てを包含するものとなっております。

基金の設置によるメリットといたしましては、本基金を設置することで、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となりますことから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用することができます。また、このことによりまして、企業が当町に寄附をしやすい環境を整えることにもつながってまいります。

次に、条例の概要でございます。この条例は、第1条にありますように、上位法に基づき企業版ふるさと納税を適正に管理運営することを目的としたものでありまして、その内容は、一般的な基金条例と同様の枠組みでございます。したがって、説明は概略とさせていただきますけれども、第2条では、基金は予算の定めるところにより積み

立てること、第3条では、管理について規定をしており、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととしております。第4条では、処分についてでございます。基金は設置目的に従い、つまり、企業版ふるさと納税を活用する地域創生事業に使用する場合に限り、予算に計上して処分することができることとしております。第5条には、基金運用から生ずる収益は、利息などでございますけれども、基金に繰り入れすることとしております。第6条、繰替え運用についてでございます。確実な繰戻し方法により歳計現金に繰り替えて運用できることとしております。第7条につきましては、委任についてでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、基金を設置する場合につきましては、事前に内閣府と条例案をもって事前相談を行うこととなっております。事前に相談の結果、了承を得ておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田俊一議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。少し教えてください。町長の説明、また、石橋ひと・まち・みらい課長の説明の中でも、地域創生プロジェクト事業というような名前が出てきたりとか、この基金条例案の中にも、地域創生法第1条の規定では、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業という事業とか、続いて、当該事業という言葉とか、4条には、ただ事業という、事業というのが分かりにくいんですよね。事前に内閣府に見ていただいて了承を得たということですので、一般的にはこの条例案でいいのかなと思うんですけども、本来であれば、第1条の2行の最後ですね、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の後に、括弧書きで、以下事業というとなれば、当該もなくなるし、第4条の事業もこの事業なんやというふうに、すっきりと理解が、私にはしやすいなと思ったんですけども、その辺、文書法制やられてて、内閣府でもオーケーもらっているということなんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。先ほど、第1条の件で、活用事業の後ろに、以下事業というというふうな省略をつけたらどうかという御提案ですけども、これにつきましては、昨年12月に提案をいただいて承認いただきました、交通とも同じようなつくり込みのやつになっておりますので、基本的には、この文章で問題ないというふうに考えておりますので、御了承いただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。問題ないということですので、了承いたします。

その中で、説明の中にもあったんですが、いわゆる、第4条に、この事業に要する経費の財源に充てる場合に限りということ、この事業が限定されているわけですね。私はずっと読み込んでいくと、先ほど、石橋課長のほうからも説明があったんですが、令和2年3月策定の第2期神河町地域創生総合戦略ですね、5年間の計画、その中の11ページにあります神河町総合戦略体系図にあるアクションプラン、この中の事業、その事業ということで理解してよろしいですね。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。澤田議員がおっしゃっていただいたとおりでございます。第2期の神河町の総合戦略の中には、基本目標としまして、4つの目標というふうな形の中でアクションプログラムを設置しております。その中に載っている事業に係る部分での御寄附をいただいた場合には対象となるというふうに御理解をいただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。最後にもう1点教えてください。企業から寄附をいただくときには、この事業、たくさんあるんですけども、たくさん並んでいる事業の中に、この事業にということで指定をしていただいて受けるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。そのとおりでございます。指定を受けて寄附をいただくというふうなことになっております。今現在、神河町のプロジェクトとしまして、先ほども言いましたとおり、基本目標の1から4番というふうな、4つの基本目標に併せまして、それぞれ、大まかに事業をつけさせていただいております。例えば、基本目標1、豊かな自然を生かし、安定した仕事を創造するというふうな分につきましては、観光交流人口100万人推進プロジェクトというような名前で事業名をつけさせていただいて、今現在、チラシ等で分かりやすく周知をさせていただいているというふうなところが実態でございます。そのほかの部分によるところによりましては、先ほどもありましたとおり、プロジェクトの中のアクションプログラムの中である事業も、もちろん対象になるというふうなところで、ホームページ等でも周知をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

11番、栗原廣哉議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。1点確認なんですけど、今現在のところ、この企業版ふるさと納税、私が記憶しているところでは、和田興産から1,000万、

それから、公園の東畑さんから50万というふうに思っていますが、それに間違いはないですか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。今現在、後でも補正予算等でも出てくるのですけれども、基金に積み上げるものにつきましては、和田興産さんから頂きました栗賀小学校のプロジェクトの分で1,000万円、それから、東畑建築事務所様から頂きました、同じ趣旨で50万、トータル1,050万を積み立てるというふうな予定で今は考えさせていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） この東畑さんは、設計に関わられておりますよね、公園の。内容的には、やっぱり便宜を図ったらいけないというような条項もあると思うんですが、その辺どうですか。きちっと線を引いてされるんか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。御寄附をいただく企業様との距離感というところについては、十分に意を持ちながら、適切な距離感で進めていきたいというふうに思っております。少し、この中で禁止されている行為というものなんですけど、まず、この寄附を行っていただいたことに対する代償として、例えば、補助金を交付することであるとか、町がその法人に貸付けをする行為であるとか、それから、入札とか許認可関係で便宜的なことを図るとか、それから、合理的な理由の伴わない市場価格での物の取引、そういったこと。それから、その寄附の代償として財産を譲渡するであるとか、そういった、もろもろのところの禁止事項が決められてございます。町としましては、これらの禁止事項に、もう当然に駄目なことばかりなので、ここの部分には厳格にということと、それと、今御心配いただいたように、少し企業との距離感については、十分配慮しながら事業のほうを進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第43号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第43号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第44号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、第44号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第44号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件でございます。

本件につきましては、第111回議会定例会に提案させていただきましたが、条例が未制定の中で放置自転車を撤去、保管したこと、上位法に定める駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するための対策といった、町が実施すべき対策を行った上で提案すべきである。また、条例案の内容に不備や不明確な点があるなどの指摘により否決されたことから、撤去した放置自転車については、町で保管していることを現地にて掲示するとともに、自転車駐車場へ移動を促す啓発看板を新たに設置するなど、現時点で実施できる対策を講じ、また、条例内容につきましても、御指摘のあった部分について再度検討を行い、一部修正を加えまして、再提案させていただくものでございます。

条例の主な修正点は、1点目、駅前広場など、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を、自転車等放置禁止区域として指定することができること。2点目として、自転車放置禁止区域内では、警告札を取り付けた後、放置場所の周辺に利用者等がいないと認められるときは、放置自転車等を撤去することができること。3点目として、保管した自転車等について、告示で定める期間を経過しても返還できない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができること。4点目として、撤去し、保管した自転車等を返還するときは、それらに要した費用を利用者等から徴収することができることなどの規定を新たに設けました。

これらにより、自転車等の適正な管理と利用を促し、駅前広場や歩道等の公共の場所における放置自転車等の防止を図るものでございます。

以上が、提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課の井出でございます。それでは、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件の詳細説明をさせていただきます。

当条例につきましても、町長の提案説明でもありましたように、第111回神河町議会定例会での御指摘を受け、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、また、近隣市町の条例を参考に修正を加え、上程をさせていただいております。

また、町長が申し上げました新野駅前における放置自転車対策に加えまして、御指摘を受けました駅周辺を自転車で訪れた観光客の方が、駅トイレを利用される場合の駐輪対策として、サイクルスタンドの設置を進めておりますので、御報告いたします。

それでは、前回の提案内容からの変更点を中心に、御説明を申し上げます。3ページを御覧ください。まず、第2条の定義について、第1項第1号の自転車等は、上位法の定義を参考に修正を加え、第3号には、以降の条文にも記載のある自転車駐車場の定義を追加し、第4号では町有地等の定義を公共の場所に変更し、道路、公園、河川敷、駅前広場その他の公共の用に供する場所で、自転車駐車場以外の場所としております。

次に、第4条には、新たに町民の責務として、自転車等の放置の防止に関する意識の向上に努め、この条例の目的を達成するため、町長が実施する施策に協力しなければならないという規定を加えております。

4ページを御覧ください。また、第5条、利用者等の責務の第2項には、自転車の所有者は、当該自転車に自己の住所及び氏名、または、名称を明記するよう努めることの規定を加え、防犯登録につきましても受けるよう努めなければならないから受けなければならないに変更しております。

第6条の自転車小売業者の責務では、第1項に防犯登録を受けることの勧奨と併せて、自転車の購入者に対し、当該自転車に所有者の住所及び氏名または名称を明記することを追加しております。

第7条の鉄道事業者等の責務では、上位法の規定に準じ、鉄道事業者及びバス事業者は、自ら自転車駐車場の設置に努め、町長が自転車駐車場を設置しようとする場合は、その用地の提供など、当該自転車駐車場の設置に積極的に協力しなければならないという規定に変更しております。

第8条の施設設置者の責務では、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設として、官公署、学校、その他の公共、公益的施設の設置者及びスーパーマーケット、金融機関など、当町で想定される具体的な施設を明記し、自転車駐車場を当該施設もしくはその敷地内またはその周辺に設置するように努めなければならないことを規定しております。

第9条の放置禁止区域の指定では、第1項に、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を、自転車等放置禁止区域として指定することができることを規定を設け、第2項では放置禁止区域を変更し、または、廃止できること、第3項では、放置禁止区

域を指定、または変更、廃止したときは、その旨を告示しなければならないことを定めています。

第10条の自転車等の放置禁止では、放置禁止区域内において自転車等を放置してはならないことを規定し、ただし書の、町長が特にやむを得ないと認める場合については、公共性または公益性の高い業務に従事中であり、やむを得ない場合、また、緊急の場合、その他特別な理由があると認める場合として、規則により定めております。

第11条では、放置禁止区域内の放置自転車等の措置として、第1項に、放置禁止区域内において自転車等が放置されているときは、当該自転車等に対し、自転車駐車場その他の適切な場所に移動することを命ずる警告札などを取り付けることができること、次ページ、第2項では、前項の措置を講じた後、なお自転車等が放置され、周辺に利用者等がいないと認められるときは、当該自転車等を撤去できること、また、この場合において、必要があるときは、自転車等を工作物等に係留している器具の切断、その他必要な措置を講ずることができること、第3項では、撤去した自転車等を、あらかじめ定めた場所に保管しなければならないこと、第4項では、緊急やむを得ない場合は、第1項に規定する警告札を取り付けることなく、第2項に規定する撤去の措置を講ずることができることを定めております。

第12条では、放置禁止区域以外の公共の場所における放置自転車等の措置としまして、第1項では、自転車等の放置により、良好な環境が確保されないと認めるときは、利用者等が自ら移動すべき旨の警告札等を取り付けることができること、第2項では、警告札等を取り付けたにもかかわらず、規則で定める7日間を超えて、なお放置されている自転車等については、撤去することができること、また、緊急やむを得ないと認めるときは、警告札等を取り付けることなく、直ちに撤去できることを規定し、第3項、第4項では、放置自転車等の撤去、保管に関する措置を定めております。

第13条では、保管した自転車等の措置として、第1項では、撤去した理由、放置されていた場所、撤去した日、台数など、規則で定める内容を告示し、自転車等を返還するため必要な措置を講ずること、第2項では、利用者等が確認できるものについては、当該自転車等の利用者等に対し、速やかに引取りを通知すること、第3項では、告示の日から、規則で定める一月を経過しても返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、売却した代金を自転車等に代わって保管することができること、また、この場合において、買受人がないとき、または売却することができないと認められるときは、廃棄等の処分をすることができること、第4項では、告示の日から起算して六月を経過しても返還することができないときは、自転車等の所有権は町に帰属することなどを定めております。

第14条の費用の徴収では、撤去し、保管した自転車等を返還するときは、それらに要した費用を徴収することができることとし、規則により、費用を、自転車1台について1,000円、原付自転車1台について2,000円と定め、次ページの第3項には、盗難、

その他、自転車等を放置したことについてやむを得ない理由があると認めるときは、費用を免除することができることを規定しております。

7ページから8ページには、神河町自転車等の放置防止に関する条例施行規則、9ページ、10ページには、申請書などの様式を参考として、お示しをさせていただいております。

以上、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田俊一議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。3月定例会で提案があった条例に反対討論をした者として質問させていただきます。

反対討論をした中身については、ほぼ全て、私が懸念を持っていた部分については全てクリアしていただいているということで、それは評価をするんですけども、そして、委員会では最後までどうかと言われていた来訪者のためのサイクルスタンドも考えているということについては理解をします。そのとおり、進めていただきたいと思うんですけども、町長が提案説明の中で、条例案不備があったんで一部を修正してということで、提案の説明があったんですが、私から見ると、3月の定例会の分とこの条例案は、ほぼ全文が書き換えられております。3月の定例会の審議のときにも、本会議であったか民生福祉常任委員会であったかは、ちょっと私は正確には覚えてないんですけども、その当時提案された条例は、本当に、県下の各市町の条例案を参考につくったものなので、このとおり生かしてほしいというような説明もあったんですけども、先ほどの井出防災特命参事からの説明では、いろいろと3月定例会で指摘を受けて、近隣の市町の条例を参考に見直しましたと、そんな発言があったんですね。やっぱり、条例案を提案されるときには、やっぱり慎重に、住民に分かりやすい条例の提案をお願いしたいということを、3月の反対討論で言わせてもらったんですけども、その辺、この条例に限らず、新たに条例を制定されるときの町の姿勢、それをもう一度聞かせてください。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。

この条例提案、説明内容についての一部修正を加えたということでございますが、何のための条例制定なのかという、その基本的な精神は何ら変わっていない。ここを基本として修正をかけさせていただいたというふうに捉えていただければというふうに思っているところでございます。

そして、私どもは、提案させていただいた内容について、御指摘された事項があった。その御指摘された内容の反対討論を受けて、採決により反対大多数で否決されたということは、反対された議員の皆様方が、全員その反対討論の内容でもって反対されている

ということでもありますので、指摘された内容を、今度の提案する際には網羅していかなければ可決はされないという、そういうことであろうということで、私どもは、その内容を網羅させていただいた内容で提案をさせていただいたということでございます。当初提案させていただいた条例の内容については、県下、多くの市町で制定をされている、そのような中で、神河町においては、この自治体で制定されている内容が一番近いであろうということで制定をさせていただいておりますので、その考えでもって提案した結果がそういったことであったということでもありますから、そこはしっかりと受け止めて、とにかく困っていらっしゃる方々があるということは事実でありますので、早く放置自転車をしっかりと処分、そして保管をしなければいけない、そこは最優先させていただいての今回の提案ということでもあります。といいながらも、しっかりと指摘いただいたところは網羅させていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。私から見て、近隣のいろんな条例も比べた上での指摘をさせてもらったことです。ですから、やはり今後、この条例に限らず、新たな条例を制定されるときには、やはり近隣の市町を参考に住民に分かりやすい条例をつくってほしいなとお願いしておきます。

その中で、第9条に、放置禁止区域の指定を行うというふうに規定をされました。もし、案があれば、付託されます民生福祉常任委員会に提出をしていただきたいと思いますけれども、議長のほうからお願いしていただければと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 第9条の自転車放置禁止区域の、いわゆる案ですね、この案はあると思いますので、付託されます民生福祉常任委員会のほうで提出していただきたいと思います。これはよろしく願いいたします。今、結構です。

ほかに質疑のある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。この条例、前と比べたら相当よく内容は整っていると私は思いますが、ただ、第5条の第2項、それと第6条、その中に、当該自転車に自己の住所、氏名を書くように勧めるというような内容なんですけれども、今、名札にも名前を入れへんっていうようなことがあると思うんですけども、自転車に住所と名前を書くというのは、一体どういうメリットがあるのか。防犯登録しておけば、それでいいと思うんですけど、この文章は私必要ではないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。御指摘の部分でございますけれども、例えば、放置されている自転車があれば、直ちに撤去する場合もございます。しかしながら、住所、所有者の名前が分かれば、こちらで事前に調べて、ここで止められている方ではございませんかといったことで、御自

身で撤去を促すことが、事前にできるのではないかという部分。また、防犯登録につきましても、一定の期間を過ぎると、その防犯登録の登録もなくなってしまいますので、そういった自転車につきましても、こういった名札等がございましたら、その方の所有者が分かりますので、直接御連絡することも可能になるのかなという部分でこういったものを勧めるという部分で記載をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。言われる意味はそうだろうなと思うんですけども、この時代の流れからいうと、住所と名前を書くというのは、非常に私は抵抗があります。もし、そこに住所と名前が書いてあったとしても、誰かから譲っていただいた自転車だと意味もないでしょうし、私は、この文章はどうしても外していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。こちらとしましては、こういったものは必要であるという認識でこの条例につけさせていただいております。例えば、所有者が変わったとしても、その所有者がどなたに渡したのかなというところの情報も収集できるのではないかというふうに思います。御指摘の部分で、何か、今後トラブル的なところがあるようでしたら、改正のほうも考えていかないと駄目かなと思いますけれども、現時点では、こういったお名前であるとか住所の記載というのは必要であるという認識で、条例のほうに上げさせていただいておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。今の説明の内容ですけども、現在においても、住所と名前を自転車に書いている人、見られたことがありますか。その所有者が分からないから、放置自転車がどうのこうの言うてはるんやから、何か、その文章だけは、僕はどうしても気に入りませんしね。僕、自転車乗るときに、僕の、自分の住所と名前なんて書きたくないですよね。それを奨励するっていう、この文章を消していただかない限り、すばらしい条例だとは私は言えません。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。見たことがございますかというところなんですけども、実際にこの条例を制定するまでに、新野駅で放置されていた自転車がございました。そこには、学校の指導であったのかどうかは分かりませんが、お名前が記載されている自転車もございましたので、直接その方に御連絡いただきまして、自転車を引き取っていただいたという例もございましたので、そういった意味でも、お名前が書かれていることでそういった対応もできたということもございますので、今、現時点では、こちらとしてはあったほうが良いというふ

うな認識でございます。これにつきましても、義務というところではなくて、あくまでも勸奨ということになっておりますので、御自身がそれで書かれるか、書かれないかという部分は、御自身の判断に委ねられるというところで御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の議論ですけど、やっぱり立場の違いで言ってるんですね。松岡議員の言われているのは、自転車の所有者の立場で物を言われてます。参事が言われているのは、処理をしたいがためにこれを入れてる。これは、自分らが連絡して後のことを考えたい、そういうことやと思うんです。だから、今、先ほど言われた防犯登録、これ、当然大事です。防犯登録以外にも車体番号で精査できます。その辺をちょっと忘れてるのかなというふうに思うんですけど、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。当然、もう防犯登録につきましては、義務になっておりますので、それで確認することもできます。しかしながら、そういったおっしゃられるところも、古くなれば確認ができないという状況も出てきます。また、所有者の立場としましても、そういった自転車、自分の自転車がそこにあった自転車がなくなっているというところで不安に思われているところもありますので、そこにお名前があれば、どなたの物かというところで、警察の方に確認されてもお名前があるというところで、その持ち主の方が分かって、分かりやすくなるのかなというところでございます。

そういったことで、先ほども申し上げましたように、あくまでも勸奨というところで御理解いただきたいというところと、この条文があることで、今後トラブル等があるようでしたら考え直していかないと駄目かなというふうに思っておりますので、今、現時点ではこのままということで考えております。よろしく御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 防犯登録は消えてしまえば分からない。でも、車体番号というのは消えませんよ。もうボディに打ちつけてあるやつやから。だから、購入者が車体番号持っとって分かる話ですからね。だから、あくまで、やっぱり自転車の所有者のほうの考え方で、放置されて、今度、回収するほうの立場、やっぱりその差がこういう言葉を出してるのかなというふうに思うんです。実際、今の世の中変わってきて、自分の住所、名前を表に出す人はだんだん減ってますからね。その辺を、やっぱり加味してもらたほうがええと思います。すみません。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） いろいろと御意見をいただいているところでございます。やっぱり、自分の住所、名前については、一般的にはそこまでしなればいけないのかとい

う御意見もあろうかと思えます。そういう点については、第5条として、担当参事のほうも申しあげましたように、努めなければならないという表現をさせていただいているところをごさいますして、そして、この条例の名称は何かというと、放置自転車をなくするための条例制定でございますので、基本、放置してはいけない場所に放置された自転車について、そこに住所、名前がしっかりと書いてあれば、すぐ対応ができるという、そういうことがあるわけでございますから、通常、放置されない方々については、何ら、どういんですか、そういう事象が発生しないわけでございますから、あくまでも、放置された自転車をスピーディーに対応できる、そのために制定をさせていただいているという条例であって、その条例の第5条については、努めるという表現をさせていただいているところを御理解いただければというふうに考えます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。いろいろと条例の内容を変えられております。前回と今回と比べまして、例えば、参考資料なんですけど、条例のほうでは、例えば警告札だとか標識板だとか、いろいろ文字があります。前は、たしかそんなは、でも、規則で多分上がってたかと思うんですけども、今回たまたま、それ関係ないからのけとってんか、よう分からないですけど、何で欠けてるのかということと。

もう1点、14条でしたかな、徴収金額の規定があります。自転車の場合は1,000円、それから、原付の場合は2,000円となっとなんですけど、この考え方をちょっと教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。先ほどの最初の御質問に関しては、ちょっと、少し聞き取りにくかったので、もう一度お願いしたいなというところなんですけども、2番目の自転車の金額の考え方でございます。これにつきましては、基本的には、他市町の徴収の状況を確認してというところでございますけれども、基本的には、それにかかった撤去、保管にかかった費用というものを徴収することができるということで上位法に書かれてございます。そういった部分で、自転車1台撤去するのにどれぐらいの費用がかかるのかなという部分で、きちんと委託した場合という部分で、時間、1時間で1,000円ぐらいの費用がかかるのかなというところなのかなと思うんですけども、基本的には、他市町の部分で、一応、一番低めに設定されているような額を採用させていただいて、費用の徴収の部分を設定させていただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 質疑の途中ですが、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開を13時ちょうどとします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

休憩前に引き続き、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件を議題とします。

休憩前、藤原資広議員の質問に対し、井出特命参事より、一部内容が不明瞭であったとの反応がございましたので、回数制限には入れませんから、藤原資広議員、もう一度、その部分の質問をお願いいたします。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。最初にした質問は、11条の第1項に警告札っていう文字があります。それから、規則の第2条でも、標識板等とかいうような文字があるんですけど、3月の定例会のときに、こういう書式が多分出てたと思ったんで、規則の中で。今回はなかったから、別に削って、落とす必要性もないのかなと思って聞いたんです。だけの話なんです。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。前回の提案からの規則の様式のところで、警告札、注意札の様式を定めていたというところでございますけれども、これにつきましては、前は放置禁止区域の設定をせずに、条例を提案させていただいていたというところで、注意札、警告札につきましても、統一的な内容で提案させていただいてたんですけれども、今回、放置禁止区域と、また区域外というところで、二通りの警告札がございます。そういった部分で、同じような内容で書くことができないかなというところもあったり、また、他市町の条例を見ましても、そこまで警告札の様式までの定めがなかったというところもございましたので、今回も、その警告の札に関しましては、そのときそのときの形で、任意で作成させていただいて、即時撤去なり、7日間の少し期間を取っての警告札というようなことで対応させていただきたいというところで、今回、省略させていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。別に警告札は、別に様式変わろうが変わろまいが関係ないという話だと思いますんで、別に落とす必要性もないのかなと思いました。

一番したい話は、2番目の質問やったんです。1,000円と2,000円の話なんです。ちょっと近隣で調べてみました。加古川市の例は、自転車で1,500円、原付で3,000円でした。姫路が、自転車が2,000円で、それからバイクが4,000円。福崎は2,000円と3,000円。うちが1,000円と2,000円ね。例えば、新野駅の例でいきます、あそこで放置自転車の置いてあるのは、恐らく姫路から以北で来られている方が多いのかなと思います。もう一つは、今度は神河町からも、今度は姫路のほうへ行かれて乗られる方もあると思います。播但線全体の利用促進と、いわゆる景観の保全、それ

と、もう一つは、放置はしてはいけませんよというような考え方で、もっと広い意味で考えていくなら、別にここだけが上げる下げのじゃなくて、例えば、福崎町の例、例えば2,000円やったら2,000円で、原付につきましては、姫路なんかは、結構原付の放置が多いですから分かるんですけども、全体として放置しては駄目なんですよ、やっぱり播但線周辺、駅周辺は皆さんきれいに使いましょねって言うなら、あえて1,000円、2,000円にせんでも、みんな合わせてもいいんじゃないかと思うんですよ。これは、地域のエリアとして、中播磨の常識、マナーとしてそういうようなことはあってもいいんじゃないかと思うんです。そういう意味を踏まえて、1,000円、2,000円じゃなくて、合わせたほうがいいのかなと思うんですけど、その辺については考え方がでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。御指摘の金額の部分につきましては、本当に、市町によっても様々でございます。一応、1,000円、2,000円という設定されているのは、こちらで調べたところ、播磨町と高砂市が1,000円、2,000円。ほかの県内では、1,000円から、ほかにも2,000円の間で設定されているのが7市町ございました。自転車というと、あと2,500円から3,000円というのも7市町あって、伊丹市とか相生市でいくと、2,500円から7,000円とあって、高い設定のところもございます。そもそもの、この費用の徴収に関しましては、自転車の保管であるとか、あと、工事費とか売却とか、そういった撤去にかかる費用を自転車の利用者の負担とすることができるということでございます。ですので、それが2,000円にするのか、3,000円にするのかというところの根拠的なところでございますけれども、当町としましては、保管の費用というのは、町有の施設内で保管しますので、かからないというところで、撤去にかかる人件費相当が費用として想定されるのかなというところでございまして、その目安としての自転車1台1,000円というような形の設定をさせていただいているということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。播磨町だとか、神戸本線という意味じゃなくて、播但線のエリアの中で、やはり放置しないですよ、ちゃんと自分の自転車、自分で管理して迷惑かけないようにするんですよ。例えば、姫路のほうは高い、ここ安いから放置していいんやっていうんじゃないで、播但線全体で利用する方は、そのマナー守ってくださいね。やはり、ひとつ一定の値段、例えば、福崎並みやったらよろしいですよ。そういう形でしたほうが、かえってしてはいけない行為、費用かかる、かかんじゃなくて、放置したら駄目なんですよ、それしたら駄目なんですよということを知ってもらうための礼儀じゃないかなと思うんですけども、もうちょっと広義的な、もうちょっと意義のあるお金の徴収の仕方されたらどうかと思って質問したんですけど、

その辺りはどうでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。考え方としては、この播但線の沿線、統一した金額設定というところの御意見かなと思います。そういった部分にしましても、姫路市と、設定されているのが福崎町というところでは、福崎町につきましては、自転車が2,000円と、原付が3,000円で、姫路市につきましては、自転車が2,000円と、原付が4,000円というような設定でございます。自転車につきましては2,000円というところですけど、原付につきましては、2,000円、3,000円というところとなっております。福崎町につきましても、これ、一応金額の設定というところですけども、今まで徴収したというようなことはないというようなことも聞いてございます。あくまでも、これ、上位法に基づいてそういった費用の相当費用の負担を自転車の利用者から求めることができるというふうになっておりますので、決まった金額ということではなくてもいいのかなというふうに考えておまして、あくまでも、神河町としましては、その負担を取るところではなくして、そもそも、そういった駅前であるとか、公共の場所において、放置自転車をなくすということが目的であって、費用につきましては、あくまでも、当町の考え方としては、先ほども言いましたように、自転車の撤去費相当分という形で請求をさせていただいているというところでございます。

そういった部分で、各市町で様々な考え方によって取決めをされているというところでございますので、当町としての考え方としましては、先ほど御説明させていただいたところで御理解いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、民生福祉常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第44号議案は、民生福祉常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第10 第45号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、第45号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第45号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、本年5月18日に行われました神河町国民健康保険運営協議会において審議され、答申を受けたことに伴い、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。それでは、第45号議案の詳細説明を申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、去る5月18日に神河町国民健康保険運営協議会が開催され、町からは、令和5年度の国民健康保険税について諮問し、慎重に協議いただいた結果、答申がなされました。

国民健康保険につきましては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律による国の制度改正により、平成30年度から都道府県が主体となり、保険料水準の統一、つまり、各都道府県ごとに統一した保険料率にしていくことになっております。しかし、都市部や山間部の被保険者の状況が異なるため、税率を統一するために、一斉に引き上げることは、被保険者の急な増額負担を招くことが予想されたため、兵庫県におきましても、国が設定している最終期限である、令和12年度の保険料率完全統一のため、各市町が段階的に引き上げていくこととされております。現在の神河町の国民健康保険の状況としましては、1人当たりの医療費は高止まりの状況にあり、件数・医療費とも、昨年・一昨年と大きく増減はないものの、被保険者数は年々減少しており、令和4年度におきましては、年度中に170名余りも減少しているため、歳入に不足が生じている状況にあります。しかし、保険税率につきましては、増額改正は、平成22年度の改正以降10年以上しておらず、県下でも低い税率となっております。これは、県下統一の保険料率施行を見据えて、年々税率改正をする市町が増えているためであります。

このような状況から、答申の内容は、税率を長く据え置くことは、令和12年度に急激に納税者の負担が大きくなるおそれがあるため、今後の標準保険税率への移行に向け、計画的・段階的に引き上げていくため、今年度の税率の改定はやむを得ないと認めます。ただし、限りある財政調整基金を適切に投入することにより、被保険者の急激な負担増とならないように慎重に対応していくことを望みますというものであります。

それでは、資料に沿って御説明いたしますが、最初にタブレット23ページの参考資料2を御覧ください。この表の真ん中より下の黄色の色づけをしている令和12年度と

書いてあります行が、現時点での兵庫県が示している標準税率になります。そして、その下の段の「差異」と記載している行が、神河町の令和4年度の現行税率との差になり、全てにおいて当町の税率が低い状況となっております。この差について、令和4年度の現行税率から令和12年度の標準税率になるように、8年間かけて均等に引き上げた場合の各年度の税率の表がそちらになります。そして、令和4年度のすぐ下の水色に色づけしました令和5年度の部分が、今回の改正の根拠となる税率でございます。

次に、21ページの参考資料1をお願いします。現行の税率と改正案の比較表になりますので、新旧対照表と併せて御覧ください。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、13ページをお願いいたします。

まず、第3条第1項は、国民健康保険の被保険者に係る医療分となる基礎課税額の所得割について、100分の6.44から100分の6.55に改正となります。

次の第5条は、被保険者に係る医療分の均等割について、1人につき2万1,900円から2万3,700円に改正しております。

第5条の2の1号、2号、3号は、13ページから14ページにかけてになりますが、国民健康保険の世帯ごとに係る世帯別平等割額について、一般の特定世帯以外の世帯が1世帯につき1万6,500円から1万7,400円に、特定世帯が1世帯につき8,250円から8,700円に、特定継続世帯が1万2,375円から1万3,050円に改正しております。

ここで言う特定世帯とは、平成20年度から後期高齢者医療制度が施行されたことにより、同一世帯の国保加入者が後期高齢者医療に移行し、他の国保被保険者が1人だけになった世帯を特定世帯といい、医療給付費分と後期高齢者支援金分の世帯平等割額について、5年間2分の1の額が軽減されることとなっております。また、その5年を経過しても、引き続き同じ状態で国民健康保険と後期高齢者医療に分かれている世帯を、特定継続世帯といい、医療給付費分と後期高齢者支援金分の世帯平等割額が3年間4分の1の額が軽減されるようになっております。

次の第6条ですが、後期高齢者支援金等課税額の被保険者に係る所得割を、100分の2.90から100分の2.93に改正しております。

第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割を、1人につき9,700円から1万400円に改正しております。

次の第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、特定世帯以外の世帯については、1世帯につき7,300円から7,600円に、特定世帯については、1世帯につき3,650円から3,800円に、特定継続世帯は、5,475円から5,700円に改正しております。

次に、第8条は、介護納付金課税額の被保険者に係る所得割を100分の2.39から100分の2.49に改正しております。

第9条の2の介護納付金課税額の被保険者均等割を、1人につき9,300円から1万

300円に改正しております。

次の15ページ、第9条の3、介護納付金課税額の世帯別平等割額を、1世帯につき4,700円から5,200円に改正しております。

続きまして、第21条第1項は、低所得世帯の減額措置に係る国民健康保険税の減額についての規定になります。医療給付分課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の被保険者均等割額、世帯平等割額について、それぞれ15ページから16ページの第1号は7割軽減額について、16ページ下の行から18ページ上段までの第2号は5割軽減額について、18ページ3行目から19ページ5行目までの第3号は2割軽減額について、該当となる場合の軽減する額について改正の規定をしております。

次の19ページ、6行目から第21条第2項は、未就学児の均等割額減額についての改正になります。第1号が基礎課税額分の減額規定で、第2号が後期高齢者支援金等課税額分の減額規定となっており、第1号と第2号のそれぞれアは7割軽減世帯の減額する額、イは5割軽減世帯の減額する額、ウは2割軽減世帯の減額する額、エは一般世帯の減額する額の改正の規定となります。

以上、第45号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。今回の税率の改正で、標準世帯でどのくらいほど増えるのかということと、全体にした、もし試算されていたら、どの程度税収が増えるのかが1点目です。

2点目、最終的に、令和12年だったっけ、していったときに、標準世帯ではどのくらいほど、今度改正から何ぼほど上がるのか。もし、試算されていたら教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。標準世帯で軽減が係らない世帯でありましたら、家族4人と設定してましたら、年間1万余り上がる予定になっております。全体の保険料額としましては、令和4年から5年でありましたら、大体約300万くらい上がるようになっております。

あと、2点目ですね。令和12年の標準家庭の税率としましては、全体で9万円くらい上がることになってます。12年かけてですね、1年に1万円ずつくらいになりますので。全体の保険税としましては、今、4年から5年、300万円と言いましたけども、あと、5年からは大体250万ずつ全体で上がっていくようになりますので、令和4年度から令和12年度で2,050万円上がる予定にはなっておりますが、ただ、現時点での被保険者数、所得についての試算をしておりますので、こちらのほうは変わってくる

可能性がございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。これは加入者に対して、やっぱり優しく、分かりやすく説明してあげないと、ちょっと分かりにくい部分になりますのと、やっぱり加入者の多くは多分年金生活者の方だと思いますんで、そのフォローも考えて、うまくPRなり、理解してもらえよう努力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。ありがとうございます。こちらにつきましては、国の制度であり、県の制度なので、それを理解していただくように広報、チラシ等で毎年広報してお知らせしていく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ちょっと教えてください。10年以上税率据え置いてきたんで、それを今回から令和12年度に向けて、県下統一に向けて、徐々に段階的に増税していくっていう、その部分についてはよく理解できるんです。今、藤原議員言われたように、丁寧な説明もお願いしたいと思うんですけども、ちょっと、私も国保のこと、あんまり詳しくはないんですけども、国保のちょっと全体像を知るために、よければ、出せるようであれば次の常任委員会に出してほしいんですけども、いわゆる一般世帯ですね。国保加入世帯が全体でこれだけあって、一般世帯が何割、どれぐらい、何世帯ぐらいある、7割軽減世帯がどれぐらいある、5割軽減世帯、2割軽減世帯、それぞれの世帯の構成がこういうふうにあって、それぞれの軽減ごとの、令和4年度の実績でも構いませんので、その国保税に占める割合、それは世帯の人数によっても変わってくると思うんですけども、大体2割軽減世帯の人が総額でどれぐらいの、何割ぐらいの税金を納めておられるのか。よく、何でこれを問うかという、いわゆる一般世帯の方々が、やはりもう国保税高いって言われるんですね。そういうことを説明するときに、我々は全体像が分からへんのです。ひょっとすると予算とか決算の段階でそういう資料を提供していただいているんかもしれませんけども、何かそういう国保の今の全体像、負担の割合が分かるような、そういう何か資料を提供いただけないかなと思うんですけども、これは議長のほうからお願いしてもらわんとあかんのかもしれへんですけども、そういうことが可能かどうか、お尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 長井税務課長、先ほど澤田議員から依頼がありました、いわゆる国保の加入状況等々の資料を、次、付託されます民生福祉常任委員会までに用意することは可能ですか。（発言する者あり）

じゃあ、私のほうからその資料の提出のほうをお願いしておきます。

ほかに質疑ございませんか。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。単純な話をお聞きします。財政調整基金が2億4,000万残っているというような話を、傍聴しとった民生福祉常任委員会か何かで聞いた覚えあるんですけど、2億4,000万を使い切らんと、神河町の財産ですから、国保用の財政調整基金ですから、それを使って少しでも税率上げるのを阻止する、こういうことでええと思うんですが、2億4,000万あるから、8年かけて県の言うような高い税率になっちゃうんですけども、8年かけてちょびちょび税率が上がりますよ。2億4,000万あるから、8年で割ったら3,000万ですね。これ、年間、今から、令和5年度から3,000万ずつ取り崩す算定をしていると、こういうことでいいですか、どうでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。委員会で基金の残高、2億4,000万と申し上げたんですけども、その時点ではまだ4年度の決算が打ってなかった状況でしたので、令和4年度会計のほうに1,908万9,000円を取崩しで繰り入れております。令和5年度、この税率を上げた上で試算をしましたら、それでも2,900万円の取崩しが必要になっていきます。令和5年度で激変緩和といいまして、県のほうが財政が少ない町であったりとかに補助をしていてくれた分が令和5年度で終了しますので、それが全くなかった場合は、令和6年度では4,600万ぐらいの取崩しが必要になってくるような状況になります。その試算でいったところで、ちょうど令和11年ぐらいで終わるような試算になっています。以上です。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） はい、分かりました。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、民生福祉常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第45号議案は、民生福祉常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第11 第46号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第11、第46号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第46号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正理由は、令和3年4月13日付の消防庁長官通知で示された非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことを受け、令和5年2月13日の神河町消防審議会において、消防団員の処遇改善について審議が行われ、令和5年2月24日に答申を受けたことに伴い、神河町消防団条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

改正内容は、副分団長の年額報酬を3万5,000円から4万円に、班長の年額報酬を1万5,000円から3万5,000円に、団員の年額報酬を1万円から3万円にそれぞれ引き上げるとともに、出動手当を出動報酬に、水火災に出動を水火災等の災害及び行方不明者の捜索等に出動に改め、また、支給額を、現行の4時間未満の活動1回1,000円及び4時間以上の活動1回2,000円から、1時間当たり1,000円とし、1日当たり8,000円を限度に支給することができるとし、条文中の水火災を水火災等の災害に改めるもので、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上が提案理由及び内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点、教えてください。第10条の改正です。これも消防審議会の答申に基づいて改正されるということなんですけども、第10条の改正前については、4時間未満の活動が1回1,000円、4時間以上の活動が1回2,000円ということであったものを、改正後につきましては、1時間当たり1,000円、1日当たり8,000円を限度に支給することができるというふうに書いてあるんですけども、この中身について教えてほしいんですけども、まず1点は、従前からの扱いも含めて教えてほしいんですけども、1時間とか1回とかっていう定義あるんですけども、1時間になりますと、例えば昼間に姫路のほうにお仕事に行かれてた方が、水防指令が出たり火災があって、帰ってくるという状況も生まれてくると思うんですけども、そうしたときに、従事した時間というのは、遠隔地から帰ってくる時間は含むのか含まないのか。やはりこの辺のところは少し厳密に押さえておかないと、解釈がどうなのかなというのを教えてほしいのと、1日当たり8,000円を限度、ですから、1時間当たり1,000円が、8時間を超えると1日として8,000円が限度ですよというふうに規定は読めるんですけども、水防等でいわゆる一昼夜従事することもあるわけですね。そうすると、何をもって1日とするのか。日付をもって1日とするのか、8時間をもって1日とするのか、その考え方について。この2点、教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。まず、1点目のお仕事先から神河町に戻ってきて、そこから当然出動、消防団の活動に入るというところで、その仕事場からここまで帰までの時間が入るのか入らないのかというところかなと思います。これにつきましては、基本的には消防活動に従事した時間というところで、そこまでに、活動に入るまでの時間というものは、基本的に入っていないというふうに解釈していただきたいというところでございます。この時間につきましても、消防団の副分団長なり部のほうから御報告いただいた時間という形で今までは処理をさせていただいてございます。

2点目の今回改正された場合の時間の考え方というところでございます。基本的には1日、午前零時から午後零時、24時間が1日ということで想定しております。ですので、例えば夜中、零時から夜中をまたいだというところであれば、そこまでの時間がもし8時間たっておれば8,000円、出動がもし夜の10時から零時までが出動であれば、その間の2時間の2,000円で、また、零時から1日がスタートするという考え方で、そこから8時間までが1日というような考え方で支給をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） お仕事を犠牲にしながらボランティア精神で消防団活動に従事していただく。やはりお仕事をされてる立場のことからすると、その勤務先の理解があって帰ってくるわけですけども、やはりそれによって給与等の減額とか、そういうようなこともあり得るわけですよ。ですから、そういう意味では、私は従事するというのが、いわゆる消防の共済の考え方が恐らく従事したときから解散まで、集まれがかかって従事したときから解散までが従事やと思うんですけども、そう言いながらも拘束はされるわけですから、やはり遠方から帰ってこられる方については、何らかの配慮があってもいいんじゃないかなと。改正前については4時間未満とか4時間以上という、まして金額が少なかったわけですから、今回時給の1,000円というふうに定義をされると、やはりもう少しその辺の配慮が必要ではないかなというふうに思うんです。

それと、水防等が出ますと、本当に1日以上、昼夜をまたいで2日、8時間、8時間を超えるような時間帯を、実際、水防指令が出てから解除されるまで従事されるわけですから、そのときに本当に8時間限度でええのかなということもちょっと危惧するわけです。その辺について、お考えがあれば。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。その勤務時間につきましては、一応消防活動、この条例にも書かせていただいておりますような形で、そういう直接消防業務に従事した場合の時間ということで設定させていただいております。当然、近いお仕事場からの帰りの時間の方もいらっしゃるれば、姫路から遠方で帰られる方もいらっしゃるというところで、その辺の不公平感があるというところ

ころは理解はしております。この辺りにつきましては、一定同じような考え方で支給させていただく必要があるかなと思いますので、現時点での考え方は、今、先ほど申し上げましたような形で支給をこれまでもしておりましたので、そういったことで想定しておりますけれども、その辺りはこちらで、支給の方法につきましては見直していける部分は見直していきたいというふうには考えておりますけれども、現時点ではそういった形で、活動時間における支給ということで御理解いただきたいというふうに思います。

あと、8,000円が限度という部分が、もう少し柔軟な対応ができればというように御意見だったと思いますけれども、基本的にはこの出勤報酬につきましては、国のほうから示されてるのが、1日8,000円、国の示されてるのは7時間45分、おおむね8時間ですけども、8時間を1日として8,000円という形で示されております。これに基づいて、神河町につきましても1日を8時間として設定させていただいてるところでございますので、これにつきましても、今後、他市町の状況とかに応じて、これが最終的な形であるというふうにはこちら思っておりませんので、そういった状況を見ながら改正していける部分につきましては、今後も検討していききたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうで少し考え方を述べさせていただきます。

私の提案説明でも申し上げたとおり、消防団条例につきましては、執行部が独自で条例を制定できるものではないわけございまして、その制定する前に消防審議会において審議をいただいて、その結果、答申を受けて、その内容に基づいてそれを尊重し、条例制定をさせていただいておりますから、今、御質問いただいている内容等についても、私は直接その場にはおりませんが、そういったところも審議された結果、今回の条例制定をさせていただいたというふうに捉えております。呼出しがあってから現地に到着する間、当然そういうところもあろうかと思いますが、社会通念上、例えば勤務時間をどこに取るのだというふうになれば、やはり現地に到着してから、職場に到着してから正規の勤務時間というふうなことが通念上、言われておりますので、そういうところも含めての今回の条例制定というところで、何といたっても、答申を受けた内容に基づいて提案させていただいているというところを御理解いただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今、町長がおっしゃった答申を受けてというのは十分理解をしております。そういう中で、今、井出特命参事からは、その考え方、私が言ったような考え方もあり得ると、そういうことをおっしゃったんでね、仮にそういう考え方をされるのであれば、また消防審議会を経んとあかんと思うんですけども、やはり運用の仕方、分団からの報告とかの運用の仕方っていうのはこれ以外にちゃんと要領が決められてると思うんで、そこにやっぱり明文化していただく。仮に器具庫へ来てからということじゃなしに配慮するんだという考え方があるのであれば、それ

をちゃんとしっかりと明文化しておいていただかないと、担当者によって、分団によって解釈が違ったら困りますのでということをお願いしたところです。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） おっしゃられる内容については承知させていただきました。この運用についても、拡大運用というふうな、運用の取り方でどうにでもなるようなことであってはならないというふうにとっておりますので、そういった明確な対応ができるように努めさせていただきます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第46号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第46号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第12 第47号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第12、第47号議案、神河町消防団栗賀北分団中村部消防ポンプ自動車の取得の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第47号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団栗賀北分団中村部消防ポンプ自動車の取得の件でございます。

本件は、神河町消防車両配備計画に基づき、平成12年に配備した栗賀北分団中村部の消防ポンプ自動車を更新するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

車両はトヨタ自動車のダイナでございまして、1.15トン級消防専用ダブルキャブオーバー型で、ポンプ等の搭載後の車両総重量は3.5トン未満、オートマチックの二輪駆動でございます。また、乗車定員は前部3名、後部3名の計6名で、普通免許証で運転が可能な消防ポンプ自動車となっております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく

御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、神河町消防団粟賀北分団中村部消防ポンプ自動車の取得の件の詳細説明をさせていただきます。タブレットの27ページの神河町消防団粟賀北分団中村部消防ポンプ自動車の取得に関する附属説明書を御覧ください。

1、入札の状況、(1)入札の日時、場所及び事業名ですが、日時は令和5年5月24日水曜日午前10時48分。場所は神河町役場3階第3会議室。事業名は神河町消防団粟賀北分団中村部消防ポンプ自動車（CD-I型）購入事業でございます。

(2)入札予定価格。消費税及び地方消費税を含まない額は1,905万6,000円で、消費税及び地方消費税10%を加算した額は2,096万1,600円でございます。

次の、(3)応札業者並びに入札書記載金額は、記載のとおり、有限会社西垣消防器具製作所が1,900万円で落札となっております。

(4)契約金額ですが、入札書記載金額に消費税及び地方消費税10%を加算した額、金2,090万円を取得金額とします。

2、納車期限につきましては、令和6年2月28日でございます。

次ページの、神河町消防団消防ポンプ自動車（CD-I型）の取得に関する附属説明書を御覧ください。

(1)事業名のところでございます。粟賀北分団中村部の現行車両につきましては、平成12年3月に配備しましたボンネットタイプの消防ポンプ自動車（BD型）でございまして、神河町消防車両配備計画に基づき更新するものでございます。

次に、(2)型式ですが、ベース車両はトヨタのダイナでございます。最大積載量が1.15トンのダブルキャブオーバー型で、オートマチック車の二輪駆動、乗車定員は前部3名、後部3名の計6名でございます。また、ポンプ等を搭載後の完成車両の総重量が3.5トン未満でございますので、平成29年3月の道路交通法改正後に普通免許証を取得された消防団員でも運転が可能となります。これまでに配備しております消防ポンプ自動車は、車両総重量が3.5トン以上となりますので、準中型免許以上の免許証が必要となることから、このたびの配備車両につきましては、中村部の意向により、普通免許証で運転ができるポンプ車両に決定しております。

(3)ポンプですが、消防ポンプ自動車に使用するA-2級の性能で、高速運転時の性能の低下を防止するインデューサー付きの軽量化されたポリュートポンプでございます。なお、ポンプの構造及び性能につきましては、日本消防検定協会の受託評価により、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の基準に適合していることが保証されております。

(4)の配備品は記載のとおりでございます。

以上で、神河町消防団粟賀北分団中村部消防ポンプ自動車の取得の件の御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第47号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第47号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第48号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第13、第48号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第48号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町一般会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、人事異動などに伴う人件費の補正、企業版ふるさと納税基金積立金、防犯カメラ設置補助金、町単独土地改良事業補助金、空き家活用支援事業補助金、消防団員報酬などの増額。

今回の補正における財源調整として、財政調整基金繰入金の増額補正などでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,075万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,470万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第48号議案の詳細説明をいたします。事項別明細書で説明をさせていただきますので、8ページのほうをお願いいたします。

2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金定住促進分13万8,000円の増額でございます。県随伴事業である空き家活用支援事業補助金1件分でございます。事業の概要につきましては、対象経費が210万円、県の補助金が150万円、町の負担分が60万円でございます。これに係ります町負担に対しまして補助がされるものでございまして、補助率につきましては23%となっております。

続きまして、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金でございます。防犯カメラ設置事業補助金でございます。6万円の増額でございます。1件分の上限額が6万円の補助でございます。

続いて、子ども・子育て支援交付金4万円の増額でございます。幼稚園、保育所の実費徴収に係る補足給付事業に係るものでございまして、補助率につきましては3分の2でございます。

続いて、6目土木費県補助金でございます。空き家活用支援事業補助金として150万円の増額でございます。土木費国庫補助金で御説明をさせていただきましたとおりでございます。補助率につきましては、県の補助要綱に基づきまして、対象経費の区分によりまして分かれてます。200万円以上から400万円未満では150万円の定額補助となっております。

続いて、19款の繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金でございます。3,835万7,000円の増額でございます。今回の補正の財源調整のため増額するものでございます。これによりまして、補正後の残高でございますが、15億8,105万9,000円の見込みでございます。

続いて、9目交通安全対策基金繰入金でございます。65万9,000円の増額でございます。これにつきましては、交通安全注意喚起看板の設置及び自転車等の放置禁止区域の表示看板の作成経費に充当するものでございます。補正後の残高につきましては2,307万1,000円の見込みでございます。

続きまして、21款の諸収入、5項雑入、2目雑入でございます。自転車等の撤去保管料及び売却代金として4,000円の増額でございます。撤去保管料につきましては、自転車1台につきまして1,000円、原動機付自転車1台につきまして2,000円となっております。現在、保管をしております自転車4台分を計上をいたしてございます。

続いて、9ページ、歳出をお願いいたします。まず、歳出全般にわたりまして、人件費につきまして、4月の人事異動、各課での担当替え、共済費、保険料の変更、その他異動に伴う補正、また、会計年度任用職員の採用等に伴う補正、そして、人件費に係

る特別会計の繰出金の補正をいたしてございます。なお、各科目での給料、職員手当、共済費等の個々の説明につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

ここで、19ページの給与明細書を御覧いただきたいと思っております。2、一般職、(1)の総括を御覧いただきたいと思っております。区分、比較欄で外書き両括弧上段につきましては再任用職員、両括弧下段につきましては会計年度任用職員の掲載をしてございます。一般職の合計で、給料が522万3,000円の増額。職員手当が184万円の増額。共済費が254万4,000円の増額で、合計で960万7,000円の増額補正でございます。そして、再任用職員につきましては、合計欄を見ていただきますと293万1,000円の減額、会計年度任用職員につきましては合計で192万6,000円の増額でございます。

大変申し訳ありません。10ページのほうに戻っていただきたいと思っております。2款の総務費、1項総務管理費、5目の交通対策費でございます。66万3,000円の増額でございます。通学路の安全対策としての交通安全注意喚起看板、設置場所につきましては吉富区内ということでございます。それから、自転車等の放置禁止区域の表示看板でございますが、設置の場所はJR寺前駅、それからJR新野駅でございます。これらに係る経費の計上でございます。

続きまして、6目の企画費でございます。企業版のふるさと納税積立金として1,050万円の増額でございます。まち・ひと・しごと創生寄附金の有効活用と円滑な運営を図るため、積立てをするものでございます。兵庫県下で一番小さな町の地方創生の頑張りを発信していき、応援していただける企業を増やしてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、8目諸費でございます。過年度社会資本整備総合交付金返還金、定住促進分でございますが20万円で、平成30年度の住宅取得支援事業補助金でございます。対象者の転出により返還が生じたものでございます。

続きまして、次のページの11ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。防犯カメラ設置補助金として16万円の増額でございます。東柏尾区に1台という予定をしてございます。

それから、12ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。保育所の実費徴収に係る補足給付費3万円の増額でございます。低所得者で生計が困難である保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用の実費徴収の一部を給付するものでございます。支給認定の対象者は1名ということでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。水道事業会計の補助金としまして45万6,000円の減額でございます。内容につきましては、高料金対策、長期前受金返戻額等の繰り出し基準算出に錯誤があったことにより調整をするものでございます。

続いて、13ページを御覧いただきたいと思います。3項清掃費、2目し尿処理費、浄化槽事業特別会計繰出金2万6,000円の増額でございます。これにつきましては、過年度料金に過誤納があったことによるものでございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、4目農地費は、町単独土地改良事業補助金としまして200万円の増額でございます。根宇野地区、猪篠地区、2地区の農地の復旧に係るものを計上をいたしてございます。

続いて、14ページをお願いいたします。6款の商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。就労支援システム業務の管理委託料として3万7,000円の増額でございます。価格の改定があったことにより予算不足が生じたことによる計上でございます。

続いて、15ページをお願いいたします。7款の土木費、2項の道路橋梁費、1目道路橋梁維持費でございます。一般備品購入費として90万円を増額をいたしてございます。これにつきましては、ランクルの排土板に係る経費を計上をいたしてございます。

続いて、5項住宅費、2目住宅建設費でございます。210万円の増額でございます。地域交流拠点型、空き家活用支援事業補助金でございます。歳入のほうでも御説明を申し上げたものでございます。対象物件につきましては、寺前区内でございます。

続いて、8款の消防費、2目非常備消防費でございます。1,048万5,000円の増額でございます。団員報酬条例の改正によるものを計上をいたしてございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。9款の教育費、2項小学校費、1目小学校管理費でございます。修繕料としまして73万7,000円を増額いたしてございます。寺前小学校のプール棟の給水管の修繕に係るものでございます。

続きまして、3項中学校費、中学校管理費でございます。修繕料56万5,000円の増額で、空調機の修繕に係るものでございます。

4項の幼稚園費でございます。委託料として49万5,000円を増額でございます。長谷幼稚園再開に伴います長谷小学校の改築修繕工事に係る設計監理業務委託料でございます。扶助費につきましては、実費徴収に係る補足給付費3万円の増額でございます。低所得で生計が困難である保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用の実費徴収の一部を給付するものでございます。

18ページから23ページにつきましては、給与費の明細書を添付をいたしてございます。御確認をお願いいたします。

以上で詳細説明につきまして終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

1番、小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。ちょっと16ページのところの中学校

管理費教育費の中の中学校管理費で、報償費で126万の減になってます、講師謝礼ですね。これはどういうことか、ちょっと理由を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。中学校部活動指導員が部活動を指導した時間に応じて報償費を支払ってございましたけども、部活動指導員につきましては、学校教育法施行規則78条の2に規定される者で、学校教員と同じ位置づけになっております。よって、報償費を減額して、報酬で計上するものでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。質疑を終結してよろしいですか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。土地改良事業で根宇野区と猪篠区で1件ずつで200万上がるとんですけど、基本的に年度当初か去年の暮れにまとめられた区要望で上がってくる分で、当初予算で含まれないものっていうのは何か理由あるんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。藤原議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、町単土地改良補助事業で根宇野区と猪篠区、2件上げております。これにつきましては、根宇野区の場合、今年、令和5年の5月6日から7日にかけての降雨によりまして、根宇野区内の農地の石積みが崩壊したということで、区長のほうから報告がございました。それにつきましては、農地ですので、農地災害復旧事業として採択をされるかどうか、姫路土地改良センターと協議をしましたが、その崩壊した石積みの維持管理がきちんとできていないという理由で補助の採択は難しいということでございましたので、それではもうあと、町単土地改良補助で2分の1の補助を出すということで復旧をするということで、このたび補正を上げております。

それと、猪篠区につきましては、これは令和3年6月に民家裏の農地の石積みが崩落しております。これにつきましても、その当時関係者が現場の状況確認と今後の対応について協議をされました。このときは雨も何も降ってなくて、いきなりずったということで、災害に係らないということでございましたので、町単土地改良補助でできひんかなということで提案はさせてもろうたんですけども、残りの2分の1の地元負担の調整がつかなくて、一旦保留にされておりました。それが、このたび関係者の負担割合など地元調整が整いましたので、復旧をしてほしいというか、復旧するというので要望が上がってききましたので、このたび補正で上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第48号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第14 第49号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第14、第49号議案、令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第49号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、職員の異動等により人件費の補正が生じたことによるもので、病院事業会計との間において、相互に事務員1名を異動したことによるものでございます。

補正内容は、給料で1万7,000円、職員手当で37万9,000円、共済費で6万4,000円、それぞれ減額、業務費で合計46万円を減額し、同額を予備費に計上しますので、このたびの補正では予算総額の補正はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第49号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第49号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第15 第50号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第15、第50号議案、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第50号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4月の職員の人事異動により増額補正をするもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の増額補正も行うものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,855万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託した第48号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第3号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第16 第51号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第16、第51号議案、令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第51号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4月の職員人事異動により減額補正をするもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の減額補正も行うものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ211万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億419万8,000円とするもの

でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点だけ教えてください。事項別明細書の26ページの歳入の説明欄です。事務費繰入金というふうになっとんですけども、先ほどの国保会計については、職員給与費等の繰入金というような表記があるんですけども、これは会計によってこの説明の表記は違うんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） どなたがお答えいただけますか。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。国保の場合につきましては、人件費と事務費で分けて言葉をしておりまして、後期高齢につきましては一括で繰り入れておりますので、このような繰入れの中身となっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡課長、すみません。私ももう一つ理解できなかったんですけども、もう一度、丁寧に説明していただいてよろしいですか。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。国保会計の一般会計繰入金のところ職員給与費繰入金というふうに、あと事務費と分けて細目が分かれてるんですけども、後期高齢については一本で書かれてあるということで御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第50号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第17 第52号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第17、第52号議案、令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第52号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4月の職員の人事異動により増額補正をするもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の増額補正も行うものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,084万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第50号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第18 第53号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第18、第53号議案、令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第53号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は、浄化槽使用料の過誤納が判明し、令和2年5月分から令和4年3月分までの料金を返納することになったことから、過年度合併浄化槽使用料還付金を増額いたします。

補正の内容は、歳入では一般会計繰入金を2万6,000円の増額、歳出では還付金、利子及び割引料を2万6,000円の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,163万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第50号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は

最終日に行います。御了承願います。

日程第19 第54号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第19、第54号議案、令和5年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第54号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入の予定額で、基準額の積算誤りによる他会計補助金の高料金対策補助で45万6,000円の減額、収益的支出の予定額で、4月の職員の人事異動等に伴い、総係費の給料、手当、法定福利費等で300万8,000円を減額、漏水減免で大口の還付金が発生したため、過年度損益修正損を10万円増額、増減の差額245万2,000円を予備費で増額いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出では、法定福利費の年度予定額の変更により8,000円の増額をいたしております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額1億7,994万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を295万8,000円減額し、3,688万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第50号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第20 第55号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第20、第55号議案、令和5年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第55号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入の受取利息及び配当金を、兵庫県SDGs債の購入による有価証券利息により4万5,000円の増額、収益的支出の予定額で、4月の職員の人事異動に伴い総係費を補正するもので、給料、手当、法定福利費等で52万6,000円の増額、予算収支均衡の原則から予備費を48万1,000円減額いたしております。

次に、予算第4条の資本的収入の企業債で、算出方法の端数処理を市町振興課から指導を受け、資本費平準化債を10万円の増額、資本的支出で、4月の職員の人事異動に伴い、事務費の給料、手当、法定福利費等216万2,000円の減額、資金運用として、その他資本的支出の投資として、兵庫県SDGs債の購入3,000万円を増額いたしております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2億8,905万5,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を165万4,000円減額し、3,485万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。ページ25で、資本的支出、その他の資本支出の投資ということでSDGs債3,000万円購入されます。会計課が管理している部分の、いわゆる企業会計以外の部分では、債券運用指針というものをつくられて管理をされてます。企業会計のほうではこういうをつくられているんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。藤原議員の御質問にお答えしたいと思います。

企業会計のほうでは、確かに運用指針、それから運用基準みたいなものはつくっておりません。一般会計に準じて、このたび運用をさせていただいているところでございます。近隣の市町では、確かに公営企業についてもこのような指針であったり、運用基準、定めておられるところもありますので、今後勉強させていただいて、随時設定していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。その随時でじゃなくて、購入されるときからしとかないと、やっぱり公金運用ですから、それは管理される方もちゃんと見て、注意点もよう理解しとかんと具合悪い話なんで、今からつくりますじゃなくて、買う時点で持っとかないといけないと思うんですよ。それは、あくまで企業会計は企業会計、

それぞれの部署で責任があるんですから。会計管理者は企業会計以外のものを管理されてるんですから、それはその方の責任がありますので、担当部署でしっかりそれはつくってください。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） まず、つくっていきたいと思います。それと、今回の運用につきましては、公金管理委員会という内部の組織を持っておりまして、その中で議論をさせていただいて、一般会計からの分と、それから企業会計のこの下水の分からということで協議させていただいて、運用を決めさせていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑ございませんか。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点、教えてください。ちょっと企業会計詳しくないので教えてほしいんですけども、18ページの、いわゆる資本的支出で購入された兵庫県のSDGsのグリーンボンド債の利息を、収益的収入のほうで受け入れる予定をされとるんですけども、会計上の仕組みがちょっと私は、本来、資本的支出で購入したものは資本的収入で受け入れるべきではないかなと思うんですけども、その会計の仕組みを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 申し訳ございません。会計の仕組みと言われましても、少し説明できませんけども、この分につきましては、こちらも疑問に思いましたので、4条の分は4条で受けるべきではないかというふうなことで、会計事務所さん、菅原会計事務所というところに会計のいろいろと指導をいただいております。そこに確認をさせていただいて、3条で受けなさいということをお指導いただいて、3条で受けることにしてございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。あまり答えになってないんですけども、いわゆる企業会計の手法としては、こういった手法が当然というか、当たり前という理解でよろしいんですかね。どなたか、もし答えられる方がいらっしゃったら。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。私も企業会計の担当ではございませんので詳しいところは分からないわけですが、通常、利息の部分については3条予算で受けるというふうになってございます。それから、こういう資本形成に伴うものについては4条というふうな、ざっくりと簡単に言いますと、そういった形になります。3条は、どういうんですかね、1年間の短期部分のお金の動きですね、そういったところに入ってくるということで、通常、利息については、これで、3条で受けるので合ってるというか、適正な処理だというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。そうしますと、満期で今度返ってくるお金ですね、元金。これはどちらで受け入れるのが正しいんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。今回のこのSDGs債ですけれども、5年で満期になる予定でございます。ちょっと今、お答えすることができませんけれども、5年満期時にどこで受けるか。また、委員会のほうでも勉強させていただいて、御報告させていただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。一般的には出したところへ戻るのが普通だろうと思います。これも買われる前にちゃんとしておかないと、出すところは取りあえず4条から出しましたよ。仮に今、説明でしたら、今度は受けるときに、3条で受けまして、本来出したところと違いますやん。そういうのおかしな話になるんで、こんなもん出す前からちゃんとしとかないといけない話じゃないですかね。当然、出したところへ戻す、そこで利息は多分4条へいくんじゃないかなと思うんですけども、それもやっぱり買うはこうたは、どこでも金だけは都合したわ。返ってきたときは、満期で返ってきたときは返ってきたときの話じゃなくて、やっぱり決めとかないと。それ今言ったように、こういう指針なんかしてちゃんとしとったらいい話であって、だから、企業会計と一般会計と違いますから、そこを十二分に、いわゆる研究して、的確な会計処理をお願いいたします。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） そのとおりだと思います。申し訳ございません。確かに支出する場合は資本的な支出ということで、有価証券を買うことになりますので、無形固定資産に当たると思っていますので、4条予算で購入するのは当たり前でございます。その元金の3,000万返ってくるときに受けるところでございますけれども、今のところ本当に、申し訳ございません。先に勉強して、この予算組むべきでしたけれども、勉強不足でございますので、以降、勉強させていただいて、どちらでどう組むのが正しいのか、また、御説明をさせていただきたいと思います。失礼します。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） なければ質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第55号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第55号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第21 第56号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第21、第56号議案、令和5年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第56号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

このたびの補正は、予算第3条の収益的収入及び支出のみで、予算第4条の資本的収入及び支出の補正はございません。

補正の内容は、収入で、3点。1点目は、新型コロナワクチン接種費用の計上、2点目は、予算科目の修正、3点目は、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の増額でございます。

支出では2点。1点目は、4月の人事異動及び共済費率変更に伴う人件費の増減、2点目は、職員紹介業務委託料の増額でございます。

これらにより収益的収入は、第1項医業収益で920万円、第2項医業外収益で4,000万円を増額し、病院事業収益を35億4,219万3,000円に、収益的支出は、1項医業費用で484万2,000円を増額し、病院事業費用を36億2,340万9,000円とし、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を22億1,111万円に、予算第8条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額を1億4,657万3,000円に補正いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。まず、35ページを御覧ください。予算第3条の収益的収入及び支出でございます。

補正の内容は、町長が申し上げたとおり、収入で3点、支出で2点でございます。

まず、収入でございます。1点目は、新型コロナワクチン接種費用の計上でございます。1款病院事業収益、1項医業収益、5目その他医業収益の公衆衛生活動収益として920万円を計上いたします。接種費用は、お一人1回、2,277円で、約4,000人を想定して算定をしております。2点目は、予算科目の修正でございます。当初予算において、2項医業外収益、1目負担金、交付金の中に誤って2節他会計補助金を計上しておりましたので、2目補助金、3節他会計補助金として科目修正させていただくものでございます。なお、他会計補助金として計上していた1億5,871万3,000円の中に、本来他会計負担金として計上しなくてはならない1,214万円を含んでおりましたので、併せて科目修正させていただきます。3点目は、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の補正でございます。当初予算では科目設定のみとしておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業について、令和5年9月30日まで適用されることになりましたので、病床確保料として約4,000万円を見込み、計上をいたします。

次に、支出でございます。37ページを御覧ください。1点目は、4月の人事異動に伴う人件費の補正でございます。町の一般会計及び介護療育支援事業特別会計と、病院事業会計との間において、それぞれ事務員の異動を行いましたので、給料、職員手当、法定福利費をそれぞれ補正いたします。法定福利費では、共済費率の変更も行い、共済費合計では284万2,000円の増額でございます。2点目は、職員紹介業務委託料の増額補正でございます。今日、職員採用に当たり、直接御本人から病院に問い合わせることが少なくなり、業者を通じての応募が主流になっております。当初予算で640万円計上させていただきましたが、不足見込みとなりましたので、200万円増額させていただきます。

39ページは、キャッシュフロー計算書でございます。

40ページから43ページは、給与費明細書でございます。

44ページを御覧ください。この資料は、補足的に添付している説明資料でございますが、ほぼ中段に3条予算の収支差を掲載しております。左から2列目の当初予算時には、費用が収入を1億2,557万4,000円上回るようになっておりましたが、このたびの補正により、右から2列目、予算現額の列を見ていただくとマイナス8,121万6,000円となり、依然、費用が収入を上回っておりますけれども、収支差が少し縮まった状況でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。先ほど38ページでありました職員の

委託の関係、200万されてます。当初640万あって、200万の追加ってということなんですけども、時代の流れによって、今ね、病院のほうもいろいろと募集もかけ、インターネットも載せながらされてるんですけども、なかなか欲しい人材が確保できないということなんですけども、どの職種を何名程度、今、不足していて補おうとされているのか。そこら辺を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。今、藤原議員のほうからおっしゃったとおり、以前は、ホームページを見たとか、ハローワーク経由で応募が主流でありましたけれども、現在は業者紹介が主流になっております。令和5年度の予算のことを申し上げますと、640万円当初予算で計上をさせていただいておりました。この職員の紹介手数料については、業者を通じての紹介者について、採用試験を経て採用に至った場合、推定年収の20%から30%を手数料としてお支払いするものでございます。今日まで、令和5年度の部分で申し上げますと、薬剤師1名、看護師2名の現在3名の採用を決定しております、その3名で約430万円の手数料の支払いが必要になってる状況でございます。

今後におきましても、看護助手でありますとか、看護師がまだ不足している状況でございます、採用を進めなくてはいけないというふうに考えておりますので、200万円の増額をお願いするものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。今おっしゃった説明を受けたように、いわゆる今までにないような形で職員を確保できないということで、今から欠員できたらその分がこういう形でいってくるということで、かなりまた運営についても影響あるかと思えます。やっぱり就学資金も使いながらいろいろされてるんですけども、やっぱりそういうのもうまく利用しながら、また、その人らも必ず入ってもらうようにしないと投資した意味がありませんので、その面についてまた努力願いたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ありがとうございます。

看護師につきましても、看護師就学資金で、本年4月に1人採用をしたところでございます。また、本年、就学資金の貸与を1名決定をしております、4年後には1名の看護師の確保ができるという見通しが立ったところでございます。あと、看護助手でありますとか看護師につきましても、診療報酬上、何人を確保しないと診療報酬がマイナスされるとかという部分がありますので、できるだけそちらに影響が出ないように、確保に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第56号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第56号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここでお諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から6月19日まで休会にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、明日から6月19日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6月20日、午前9時30分再開とします。

本日はこれで散会とします。どうもお疲れさまでした。

午後2時52分散会
